

第4期西東京市地域福祉計画		第5章施策の展開				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter	
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	現状値（基準年）
1	基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	(1) 福祉教育・啓発の充実	①学校における福祉教育の充実	学校教育における奉仕体験活動の推進	地域共生課		R1～R3実行内容 社会福祉協議会に設置するボランティアセンター（補助事業）を通じ、福祉教育を推進するため、毎年度、学校からの依頼に対し障がい当事者を紹介するなどコーディネートを実施した。 また、同センターにおいてボランティア活動の啓発を目的に、2022年3月に「ボランティアって、なあに？」を作成し、同年4月に市内公立校小4～中3年生に配布した。	学校からの依頼に応じ、紹介等ができています。点訳など協力者の高齢化が進んでいるため、新たな協力者の確保、育成が求められる。	2継続・維持		福祉教育の機会を維持するため、協力者の増員を目指す。		
2				同上	教育指導課		車いす体験	総合的な学習の時間等において、福祉体験を行った。	3拡充・増加		総合的な学習の時間等において福祉体験等の活動を行う。		
3				人権教育の推進	教育指導課		「人権教育プログラム」を活用して、道徳などの授業を推進するとともに一年次研修会などでも「人権教育プログラム」を用いて、周知と活用を図った。「西東京あったか先生」の取組として、呼び捨てにしないことや児童・生徒一人一人の心に寄り添った対応を学校全体で推進した。また、「西東京あったか先生」や西東京市子ども条例の趣旨に基づいた人権教育の研究奨励校を指定して、人権教育に係る実践の研究を推進した。	児童・生徒に対する寄り添った対応が推進されたとともに子ども同士でもあたたかな対応を進めることができた。また、人権教育については、東京都教育委員会が発行する「人権教育プログラム」の周知と活用を推進していく。	2継続・維持		研修会などを通して、「人権教育プログラム」の周知と活用を図った。「西東京あったか先生」や西東京市子ども条例の趣旨に基づいた人権教育の推進を図る。		
4			②地域における福祉の学習機会の充実	出前講座の実施	企画政策課		市民に市政の情報提供を行うことを目的として出前講座を実施している。 所管課職員が講師を務め、健康・福祉分野では12講座を設けている。 【実績：回数・人数】 R1 35回 1,189人 R2 10回 164人 R3 15回 670人	「健康・福祉分野」の講座には特に多くの申込があり、団体やグループの学習の場として活用していただいた。 コロナ禍で実施回数が減少しているが、昨年度からは参加者数も回復傾向にあり、徐々に開催状況が改善してきている。	2継続・維持		今後も、市民団体の活動の一環として、生活に密着した市政情報の提供を行う事業として継続実施していく。		
5				生涯学習推進指針の推進	社会教育課		生涯学習推進の理念と方向性を示す「西東京市生涯学習推進指針（平成26年度～令和5年度）」に基づき、具体的な実施計画や事業内容に関しては、地域福祉計画など個別計画に反映し、生涯学習の推進を図った。	「西東京市生涯学習推進指針（平成26年度～令和5年度）」の見直し予定であり、引き続き、当指針の理念と方向性に基づいた取組を進める。	2継続・維持		次期の西東京市生涯学習推進指針（予定）に基づき、引き続き、当指針の理念と方向性に基づいた取組を進める。		
6	基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	(1) 福祉教育・啓発の充実	②地域における福祉の学習機会の充実	福祉課題の理解を深めるための講座の開催	公民館	教育計画	共生社会を実現するための課題について考える機会を提供するために講座を実施した。福祉に関するものは下記のとおり。 【令和元年度】2020パラリンピック講座／みんなで一緒に楽しむバリアフリー講座／ハンディキャップ講座 【令和2年度（現在も継続して実施）】インクルーシブな社会をめざす講座 【令和3年度】めざせ！心のバリアフリー	インクルーシブな社会をめざす講座は、令和3年度の講座終了後、自主サークルが発足している。 本講座は令和5年度までポッチャを取り上げ、障がいがある人、ない人が一緒に活動する市民活動が地域に根付くよう、支援する。	2継続・維持		地域福祉計画で福祉課題が明確に示されるならば、その課題を取り上げる講座の実施について検討する。		
7			③福祉の啓発機会・場の充実	地域福祉に関する普及啓発活動の実施	地域共生課		地域福祉コーディネーター事業（委託事業）での「ほっとネット推進員登録研修出前講座」の実施や、「ふれあいのまちづくり住民懇談会代表者会」と「地域の緑プロジェクト」連絡会の合同で、居場所づくりのヒントとなる企画紹介の講座を、団体間の情報交換会と兼ねて実施した。 小地域福祉推進事業（補助事業）において、「地域活動拠点」を活用した「ふれまちな助け合い活動」への支援を実施した。	研修や講座等各種活動を地域福祉の普及啓発の機会として活用した。 地域活動拠点を通じ地域活動の場を提供した。 コロナ禍で中止となっていた「地域合同パトロール」「社会を明るくする運動」「わんぱく相談」など、これまで参加協力してきた活動が徐々に再開できており、普及啓発活動の機会とする。 中年層の参加が少数という課題に対し、対応策を検討する。 印刷物を配布、インターネットの活用などによる周知の成果がある。必要な情報を必要な住民に届けるため、広報手段の多様化を進める。	2継続・維持		地域福祉の充実を図るため、毎年度、普及啓発活動を実施する。		
8				高齢者福祉に関する普及啓発活動の実施	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	・「介護保険と高齢者福祉の手引き」発行 ※令和4年度よりHPにて冊子データ掲載 ・「介護保険事業者ガイドブック」の発行 ・「介護の日」イベント開催 ※R元から3年度までは、コロナにより開催せず	介護保険制度の普及・理解の促進 掲載情報の精査	2継続・維持		介護保険制度の普及・理解の促進を冊子配布及びHPでの掲載で引き続き周知を行うとともに、毎年更新版を発刊して行く。 介護の日のイベントについては、ある程度の入場者数があるので、引き続き開催していくことや、開催内容については、毎年高齢者支援等に特化した内容で行って行く。	毎年発行（手引き・事業者ガイド） 令和4年度より、HPへデータ掲載	手引き 107,400部（R3年度） ガイドブック 1200部作成（R3年度）
9				障害福祉に関する普及啓発活動の実施	障害福祉課		障害者サポーター養成講座を定期的に開催し、ヘルプカード及びヘルプマークの周知、障害特性についての理解を深めることで、障害のある方の手助けをする市民サポーターの養成に取り組んでいる。	現在開催している障害者サポーター養成講座は引き続き行い、学校や商工会、公共交通機関等出前講座の開催場所の拡大に努める。	3拡充・増加		現在開催している障害者サポーター養成講座について、学校や商工会、公共交通機関等出前講座の開催を検討する。	毎年のサポーター養成講座の回数	【通年開催分】 サポーター養成講座初級編：6回 サポーター養成講座中級編：3回
10		(2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進	①地域活動への参画促進	ほっとネット推進員の発掘・育成	地域共生課		地域福祉コーディネーター事業（委託事業）において、推進員の発掘のため、出前講座を毎年度開催した。また、推進員の育成のため、推進員向けの研修を毎年度実施した。	推進員が400名を超えた。今後も大規模人数を集めずとも開催できる出前講座など、工夫して開催する。 研修に参加できない推進員もいるため、内容や開催方式についても検討する。 推進員にサードプレイス展の運営に協力を得て、推進員同士や推進員以外が知己を得る機会となった。	2継続・維持		更なる推進員の増を図るため、出前講座の開催を継続する。 これまでに研修等に参加していない推進員に研修への参加を促すテーマ、PR手法等を検討し、推進員の育成に取り組む。		
11				ふれあいのまちづくり事業への支援	地域共生課		小地域福祉推進事業（補助事業）において、ふれあいのまちづくり事業を推進するため、各住民懇談会に毎年度参加して、必要な支援を実施した。 地域福祉コーディネーター事業（委託事業）において、各住民懇談会の学びと交流の場として、住民懇談会代表者会を毎年度開催した。	コロナ禍で住民懇談会の開催回数は減ったが、継続して住みよいまちづくりのために検討・事業の実施をすることができた。 サロンを開催する代表者と合同で代表者会を開催することで、サロンとのつながり、顔合わせができた。	2継続・維持		・住民による住みよいまちづくりを継続して進めるために、引き続き職員が関わり、必要に応じた支援を行って行く。 ・住民懇談会の活動が発展できるように、代表者会や合同企画としてサロン等とつながる機会を引き続き設けていく。		
12				地域活動の促進のための支援	地域共生課		・ボランティア活動への参加を促進するため、毎年度「夏の体験ボランティア」を実施した。 ・市民団体等の新たな取り組みを推進するため、地域福祉活動助成を毎年度実施した。	・夏の体験ボランティアはコロナ禍でも実施できるよう在宅での活動の提供を始めた。ボランティア活動先が減少している中、新たな活動先等を展開する。 ・助成金は居場所の立上げなど成果となっている。原資が歳末たすけあい基金のため、今後の資金不足が懸念される。	2継続・維持		・ボランティア活動へ参加促進を図るため、毎年度、夏の体験ボランティアを実施する。		

第4期西東京市地域福祉計画		第5章施策の展開				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	事業の進捗状況を測る指標	現状値(基準年)
13				ささえあい訪問協力員登録の促進	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)	・登録推進するため、「ささえあい訪問協力員養成研修」を開催(R2～3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により未実施)	・引き続き登録推進するため、「ささえあい訪問協力員養成研修」を実施する	2継続・維持		・引き続き登録推進するため、「ささえあい訪問協力員養成研修」を毎年度実施する	登録人数	338人(令和3年度)	
14				自治会・町内会加入促進・啓発・支援	協働コミュニティ課		地域コミュニティを推進するため、コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会に対し、以下の取組を実施した。 ・自治会・町内会等活性化補助金による財政的支援 ・講演会や交流会の開催による団体・人材支援 ・加入促進パンフレットやガイドブックの発行による	コロナ禍により活動が停滞していた自治会・町内会において、団体間で情報交換ができる場を設けたほか、コロナ禍でも活動ができるヒントを提供できるような講演会を開催した。今後も、停滞した自治会・町内会活動の運営支援を実施していく。	2継続・維持		引き続き、自治会・町内会等活性化補助金による財政的支援のほか、団体・人材支援や加入促進、啓発事業を行っていく。	自治会・町内会等の加入世帯数	214団体(R3年度)	
15				市民協働推進センター事業の実施	協働コミュニティ課		市民活動や協働によるまちづくりの推進のため、市民協働推進センターゆめころばにおいて以下の取組を実施した。 ・市民活動に関する相談業務 ・H P や SNS などによる地域のイベント等の情報交換	H P や SNS , チラシなどにより、市民活動に関する情報を提供し、市民活動への参加を促進した。今後も、更なる協働によるまちづくりの推進を行っていく。	2継続・維持		引き続き、市民活動や協働によるまちづくりの推進のため、相談業務やH P や SNS による情報発信を行っていく。	市民協働推進センターゆめころば登録団体数	191団体(R3年度)	
16	基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	(2)地域活動・ボランティア活動の参画促進	①地域活動への参画促進	地域活動推進の各種講座の開催	公民館	教育計画	公民館は、市民の主体的な学びを支援する社会教育機関であり、地域課題・生活課題を取り上げた講座も実施している。講座の運営にあたっては参加者同士の関係形成に留意しているが、講座での学びの後、地域活動へ参画するか否かは、参加者の主体性に委ねられるべきものとする。社会教育機関として、市民が主体的に地域課題や生活課題について考える機会を提供するために、下記のような各種講座を実施した。 【令和元年度から継続して実施している講座】地域づくり未来大学/地域防災講座/防災講座/現代的課題を考える講座/農業を知る講座/子どもの課題を考える講座/環境講座/多文化共生講座 【令和2年度から継続して実施している講座】つながるプロジェクト/インクルーシブな社会をめざす講座	地域課題・生活課題を取り上げた講座は、継続的に実施している。 現在取り上げていない潜在的な地域課題をどのように把握するか、把握した地域課題をどのように学習に組み立てていくかが課題である。	2継続・維持		地域課題を把握する新たな方法を検討し、地域課題・生活課題を取り上げた講座を充実させる。			
17			②ボランティア活動の参画促進	ボランティア・市民活動センターへの支援	地域共生課		事業運営のため人件費、事業費の補助金を交付	事業運営のため人件費、事業費の補助金を交付し、運営基盤の支援を継続する。	2継続・維持		活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくりの推進を継続する。			
18				介護支援ボランティア制度の充実	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)	・介護支援ボランティアポイントの活用推進のため、「介護支援ボランティアポイント登録説明会」を開催(R2～3年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により未実施。)	・引き続き活用推進のため、「介護支援ボランティアポイント登録説明会」を実施する ・活動促進のため対象活動の見直しを行う	3拡充・増加		・令和6年度より、活動促進のため対象活動の見直しによる対象活動の増加を行う ・引き続き活用推進のため、「介護支援ボランティアポイント登録説明会」を毎年度実施する	登録人数	559人(令和3年度)	
19	基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり	(2)地域活動・ボランティア活動の参画促進	②ボランティア活動の参画促進	ファミリーサポートセンター事業の周知	幼児教育・保育課	西東京市子育て・子育てフイイプラン	ファミリー会員向け事業周知のため、令和元年度20回、令和2年度16回、令和3年度は20回の説明会を実施した。 また、サポート会員養成講座を前期と後期の年2回8講座を実施した。 令和3年度末でサポート会員185人、ファミリー会員2,346人となった。	社会福祉協議会に事業委託を行い、R4.7からの所管を幼児教育・保育課に移管した。	2継続・維持		引き続き、業務委託によってファミリーサポートセンター事業を実施し、地域住民同士が支えあいながら子育てを行えるような環境を整えていく。			
20		(3)専門的な人材の育成	①福祉人材の育成	福祉実習生の受入	生活福祉課		福祉の専門的な人材を育成するため、毎年度社会福祉士実習を実施した。令和元年度は2大学5名、令和2年度は1大学3名、令和3年度は1大学3名の実習生を受け入れた。	令和4年度は2大学4名の実習生を受け入れた。令和5年度については2大学4名の実習生の受け入れを予定している。継続的な事業の実施のため、実習指導者の増員が課題である。指導者講習会の受講費用を予算計上するなど、増員するための環境整備を検討する。	2継続・維持		福祉の専門的な人材を育成するため、毎年度社会福祉士実習を実施する。			
21				くらしヘルパーの養成	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)	・新規くらしヘルパーを育成するため、くらしヘルパー養成研修を開催した。	くらしヘルパーの就労率を上げるための取り組みを実施中(R4より就職相談会についても委託業者に委託)。R5は既存のくらしヘルパー登録者向けのフォローアップ研修の実施する方向で検討	2継続・維持		介護人材不足の対策として、くらしヘルパーが雇入意向事業所への就労に結びつくために必要な対策を講じながら、事業を継続していく。	研修回数	【R3】3回(各定員10名) 【R4】3回(各定員20名)	
22				各種研修への受講費用助成	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第8期)	介護人材の育成及び市内の介護サービス事業所への就労促進等のため、介護職員初任者研修の受講料助成を実施した。	助成人数は年々増加してきており、追跡調査の結果、その多くが市内に就業していることが分かった。事業を引き続き実施していく。	2継続・維持		事業周知に努めながら、事業を継続していく。	助成人数	16人(令和3年度)	
23			②民生委員・児童委員への支援	民生・児童委員に対する研修の実施	地域共生課		民生・児童委員活動の質の向上を目的に、都度、都民連等の研修や市でも新任研修等を実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図りながら、民生・児童委員活動の質の向上達成が必要があるため、対面での開催が難しい場合は、適宜オンライン開催・書面開催に変更して実施をした。	2継続・維持		民生・児童委員活動の質の向上を図るため、新任民生委員が委嘱した都度、新任研修等を実施するとともに、東京都民生児童委員連合会・東京都が主催する研修会に現任民生委員を出席する。			
24			③地域福祉コーディネーターの充実	地域福祉コーディネーターの育成	地域共生課		・コーディネーターの資質向上のため、毎年度スーパーバイザーによる事例検討会を開催した。 ・コーディネーターの資質向上のため、東社協が開催するコーディネーター研修に参加した。	・事例検討会では、参加者の様々な視点から新たな気付きと今後の取り組みへのヒントを得ることができた。 ・外部研修に参加することで、他社協の取り組みを知ることができた。	2継続・維持		・コーディネーターの資質維持・向上を図るため、毎年度スーパーバイザーによる事例検討会を開催する。 ・コーディネーターの資質のため、毎年度外部研修に参加する。			
25	基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	(1)地域における活動の促進	①ボランティア団体・NPO等の活動支援	地域福祉に関する寄附や募金等の意義などの周知	地域共生課		社会福祉協議会で、地域福祉推進のための寄附の受付、募金運動を実施し、募金を原資とした地域福祉活動助成事業を実施。全戸配布の広報等で周知。	地域福祉推進のための寄附・募金の受付を継続し、ツイッター等SNSでも広報を強化する。	2継続・維持		電子決済の強化等、新たな寄附募金を受付ける仕組みの検討を進める			
26				ボランティア・市民活動センターへの支援	地域共生課		事業運営のため人件費、事業費の補助金を交付	事業運営のため人件費、事業費の補助金を交付し、運営基盤の支援を継続する。	2継続・維持		活動者の育成及び地域で支える福祉の基盤整備づくりの推進を継続する。			
27				市民協働推進センター事業の実施	協働コミュニティ課		地域における市民活動の促進を図るため、講座やNPO市民フェスティバルの開催により、団体の活動支援のほか、団体同士の交流の場を設けることができた。引き続き、各種講座等を開催していく。	講座やNPO市民フェスティバルの開催により、団体の活動支援のほか、団体同士の交流の場を設けることができた。引き続き、各種講座等を開催していく。	2継続・維持		引き続き、団体支援や団体交流の場を設けることで、地域における市民活動の促進を図る。	開催回数	年5回(R3年度)	
28			②社会福祉法人の公益活動の促進	地域協議会を通じた地域ニーズの情報提供	地域共生課		社会福祉法人連絡会による、社会福祉法人が連携したフードドライブ等の地域における公益的な取組を実施。	フードドライブ等の取組を継続した上で、法人間が連携した地域の相談窓口の開設準備に取り組む。	2継続・維持		地域の総合相談窓口や福祉の人材確保に取り組み、地域のニーズに合わせた公益的な取組を継続する。			
29		(2)交流の場・活動の場づくり	①多様なニーズに合った場の確保	交流の場・居場所づくりの支援	地域共生課		・コロナ禍で中止になっていたサロンを再開するための手引きを作成した ・各サロンの学びと交流の場として、ふれあいのまちづくり住民懇談会代表者会と合同の交流会を毎年度開催した。	・サロン再開のための手引きを作成することで、コロナ禍でもサロンを再開することができた。 ・ふれあいのまちづくり住民懇談会代表者会と合同で代表者会を開催することで、住民懇談会とのつながり、顔合わせができた。	2継続・維持		サロンが居場所として継続できるよう、必要に応じて各種支援を行う必要がある。			

第4期西東京市地域福祉計画 「第5章施策の展開」				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振返り R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性 R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理 事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）
30			①多様なニーズに合った場の確保	交流の場・居場所づくりの支援	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	・街中いこいなサロン事業において、登録のあるサロンに対し、活動に対して補助金を交付 ・生活支援コーディネーターが、地域の通いの場の情報や活動場所を提供してくれる地域団体等を把握・集約するとともに、必要に応じて活動の運営支援を行った	・街中いこいなサロン事業登録団体に対し、補助金等の支給により活動を支援する ・生活支援コーディネーターが地域の通いの場を把握・集約し、資源としての活用や地域へ発信を行う	2継続・維持	高齢者の通いの場の充実を図るため、街中いこいなサロン事業登録団体の促進を行う。また、そのために、地域の情報を把握する生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、地域福祉コーディネーター等関係機関との連携を行う	登録団体数	32団体（令和3年度）
31				ふれあいのまちづくり事業への支援	地域共生課		・ふれあいのまちづくり事業を推進するため、各住民懇談会に毎年度参加して、必要な支援をした。 ・各住民懇談会の学びと交流の場として、住民懇談会代表者会を毎年度開催した。	・コロナ禍で住民懇談会の開催回数は減ったが、継続して住みよいまちづくりのために検討・事業の実施をすることができた。 ・サロンを開催する代表者と合同で代表者会を開催することで、サロンとのつながり、顔合わせができた。	2継続・維持	・住民による住みよいまちづくりを継続して進めるために、引き続き職員が関わり、必要に応じた支援を行っている。 ・住民懇談会の活動が発展できるように、代表者会や合同企画としてサロン等とつながる機会を引き続き設けていく。		
32				学校施設開放の実施	社会教育課		教育計画に基づき多様な学習活動を推進するため、学校活動に支障の無い範囲で地域活動の拠点の一つとして、学校施設の開放を行った。	多様な目的での学校施設の利用があった。引き続き学校施設の有効活用を検討する。	2継続・維持	教育計画に基づき多様な学習活動を推進するため、学校活動に支障の無い範囲で地域活動の拠点の一つとして、学校施設の開放を行う。		
33	基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	(2) 交流の場・活動の場づくり	②既存施設の活用と利便性の向上	既存施設の活動拠点としての活用の検討	幼児教育・保育課	西東京市子育て・子育てフイワイプラン	保育園の園庭開放や、地域子育て支援センターにおける子育て関連事業により、地域の子育て世帯に遊び場や交流の場を提供することができた。	コロナ禍で利用を制限せざるを得ない時期があった。引き続き地域の子育て世帯に遊びや交流の場を提供していく。	2継続・維持	引き続き地域の子育て世帯に遊びや交流の場を提供していく。		
34				同上	文化振興課	文化芸術振興計画	保谷こもれびホール指定管理者において、多様な人材を公演や講座の講師に招き、事業を実施した。	SDGsを推進し、環境や多文化共生をテーマに市内の団体等と連携して新しい取組みを実施した。令和5年度より指定管理者が変更となるが、継続して実施をする。	2継続・維持	今後も保谷こもれびホール指定管理者と調整・連携を図りながら、地域の方との連携方法等について検討していく。	毎年度実施事業の見直しを行う。	
35	基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	(2) 交流の場・活動の場づくり	②既存施設の活用と利便性の向上	既存施設の活動拠点としての活用の検討	公民館	教育計画	市民への施設の提供は公民館が行うべき事業の一つであり、現に公民館は、市民の自主的な団体・グループ活動の場として利用されている。施設提供のほかに、公民館や地域で活動する団体・グループ相互の関係形成を支援するとともに、地域住民が集い、交流する機会を提供するため、実行委員会方式の地域交流事業を下記のとおり実施した。 ヤギフェス 柳沢みんなの文化祭/田無公民館まつり/芝久保公民館まつり/谷戸まつり/ひばりが丘フェスティバル/駅前フェスタ/人形劇フェスタ/やぎざねフェス/イコに参上/しゅぎまきまじろ	現在、公民館は、市民の様々な自主的な団体・グループ活動の場として利用されている。比較的使用が少ない第3区分（16時～18時30分）を市民の学習・文化・地域活動の場として、いかに活用していくかが課題である。	2継続・維持	第3区分を活用する。		
36				同上	図書館		図書館事業のハンディキャップサービスの一環で音訳ボランティアを養成し、「音訳の会」の活動拠点として図書館施設を提供している。広報西東京市議会だよりなどの広報類を音訳化するなどの成果があった。	コロナ禍において活動の場が制限されることもあったが、バージョンの設置、消毒の徹底などを通じて制限される領域を減らすようにしてきた。	2継続・維持	音訳活動を継続して実施するため2年度単位で養成講座の初級と中級を1回ずつ実施し音訳ボランティアを養成し、音訳者に向けては毎年2回以上専門講座を実施することで活動の維持に努める。	養成人数2年間で15人、専門研修実施回数	
37			③福祉施設の地域開放	各福祉施設の地域開放の検討・促進	高齢者支援課	・西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期） ・貨物機能施設分野横断的な施設利用に向けた取り組み方針	・市内の特別養護老人ホームに委託し、市民希望者を募り、介護に必要な知識や技術についての講習会を開催した。 ・新町福祉会館の利用者懇談会、自治会懇談会、近隣住民説明会の実施及び試行実施案の検討	・受講後のアンケートで概ね好評をいただけており、参加者の知識や技術の習得、負担軽減に役立っていると考えられる。また、参加者と福祉施設の交流も生まれている。事業を引き続き実施していく。 ・5/15自治会との懇談会、7/4施設利用者懇談会、10/29近隣住民説明会を実施した。令和5年度試行案	2継続・維持	・コロナ禍の状況を踏まえながら、事業を継続していく。 ・試行実施の検証及び検証結果に基づく対応	・開催日数 ・地域利用の利用者数	・3日間(令和3年度) ・令和5年度試行実績
38		(2) 交流の場・活動の場づくり	③福祉施設の地域開放	同上	障害福祉課		障害者総合支援センター フレンドリーの運営を行った。	指定管理者に対し、引き続き障害者総合支援センターの周知し、施設の地域開放を進めるよう要請する。	2継続・維持	指定管理者に対し、引き続き障害者総合支援センターの周知し、施設の地域開放を進めるよう要請する。	毎年度の施設利用件数 会議室A：●件 会議室B：●件 多目的室：●件 毎年度の施設延べ利用人数 会議室A：●人 会議室B：●人 多目的室：●人	【R3年度 施設利用件数】 会議室A：293件 会議室B：55件 多目的室：30件 【R3年度 施設延べ利用人数】 会議室A：2256人 会議室B：228人 多目的室：553人
39				同上	子ども家庭支援センター		新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、地域への開かれた施設として、学習スペースと、交流スペースの開放を継続した。	新型コロナウイルス感染症等の感染防止に努めながら、社会情勢を注視しながら多世代間の交流施設としての役割を果たせるよう務めていく。	2継続・維持	近年の施設開放は新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されるため、引き続き感染対策を講じながら、開放が継続できるように、状況により市民の利用スペースが密にならないよう配慮を行っている。		
40			④空き家等を活用した活動拠点の検討・発掘	ふれあいのまちづくり事業への支援	地域共生課		・新たな活動拠点設置に向けて、毎年度情報収集を重ねたが、新たな活動拠点の設置はできなかった。	・コロナ禍で定員縮小の状況もあり、活動拠点の利用は減少しているが、継続して住みよいまちづくりのために開設・運営をしていく。 ・新たな活動拠点の設置に動いていく	2継続・維持	・住民による住みよいまちづくりを継続して進めるために、活動拠点は不可欠であるため、継続して新たな拠点を探していく。		
41	基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	(2) 交流の場・活動の場づくり	④空き家等を活用した活動拠点の検討・発掘	空き家対策・利活用の推進	住宅課	西東京市住宅マスタープラン 西東京市空き家等対策計画	空き家対策に関するセミナーを毎年度2～3回程度実施し、空き家所有者に対して空き家の利活用等に向けた支援等を行った。	市内の空き家の流通促進と建物等の継続利用による空き家の発生予防を図り、市民の良好な住環境の維持・向上を図るため、空き家を所有されている方と空き家の利活用を希望される方を繋ぐ仕組みとして、関係団体との連携・協力の下、令和4年12月1日に空き家情報登録制度「西東京市空き家バンク」を創設した。	2継続・維持	・空き家対策セミナーを開催する等市民への空き家に対する意識啓発等を行っていくことで、空き家の発生を予防していく。 ・空き家所有者に対して、必要な情報を提供することで、空き家の適正管理を促していく。 ・空き家所有者に対して、空き家バンク制度の周知を図る等、空き家の利活用に向けた対策を講じていく。 ・管理不全となった「特定空き家等」に対して、法令に基づき適切に対応していく。		
42		(3) 地域における連携体制づくり	①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	地域協議会を通じた情報提供	地域共生課		・地域活動者の支援を目的として、各圏域の協力ネットワークにほっとネット、ふれまち等担当者が出席し、情報を発信、提供した。 ・地域協力ネットワークの充実、広報を目的として、市民協働推進センターがラジオ番組の立上げ、放送に協力した。	・各圏域にて担当者が、地域活動者と顔の見える関係の構築ができていく。さらなる情報共有、連携が課題となるため、情報発信の方法を検討する。	2継続・維持	社会資源の把握、地域活動者との関係構築を図るため、協力ネットワークへの参加を継続する。		
43				市民協働推進センター（ゆめこらば）の運営を通じた連携促進	協働コミュニティ課		市民活動や協働のまちづくりにおける連携促進のため、以下の取組を実施した。 ・NPO市民フェスティバルの開催 ・相談業務の実施 ・HPやSNSによる地域のイベント情報等の発信	NPO市民フェスティバルの開催や相談業務等を通して、地域における団体の連携を促した。今後も、イベントの開催や相談業務を行っていく。	2継続・維持	引き続き、NPO市民フェスティバルの開催等により、市民活動や協働のまちづくりにおける連携促進を図る。	相談件数 機関誌の発行回数	年79件（R3年度） 年4回（R3年度）
44				事業者等連絡会の開催	関係各課		高齢者支援課がNo.111,116にて記載 障害福祉課がNo.112,117にて記載					

第4期西東京市地域福祉計画 「第5章施策の展開」				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter				
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振返り	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）
45			②多様な分野の連携強化	ほっとネットを通じた連携強化	地域共生課		・ほっとネット推進員育成のための上級研修と事業広報を兼ねて、アスタ2階センターホールでパネル展示、活動紹介、トークセッションで構成する「まちづくりサミット」を開催した（R1、R3）。	・多様な分野の連携を創出するために、みんなの居場所サードプレイスを開催した。・チラシ配布型PRを主軸としたコロナ禍向けのイベントとしたことで、多様な分野の関係者に参加してもらうことができ、引き合わせることもできた。より多様な関係者がつながれるように検討する。	2継続・維持		多様な分野の関係者に足を運んでもらい、つながることができるように毎年度1回開催する。			
46				つながりづくりのための仕組みづくりの検討	地域共生課		・ほっとネット推進員育成のための上級研修と事業広報を兼ねて、アスタ2階センターホールでパネル展示、活動紹介、トークセッションで構成する「まちづくりサミット」を開催した（R1、R3）。	・多様な分野の連携を創出するために、みんなの居場所サードプレイスを開催した。・チラシ配布型PRを主軸としたコロナ禍向けのイベントとしたことで、多様な分野の関係者に参加してもらうことができ、引き合わせることもできた。より多様な関係者がつながれるように検討する。	2継続・維持		多様な分野の関係者に足を運んでもらい、つながることができるように毎年度1回開催する。			
47				地域包括ケアシステム推進協議会の実施	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	地域包括ケアシステムの体制の構築のための検討を行うため、毎年度地域包括ケアシステム推進協議会及び部会を開催した。	地域包括ケアシステムの推進のため、地域関係者を含めた各種研修の実施や情報交換会・意見交換会を開催した。また、ACPの普及推進を図るため、「人生ノート」を作成した。これまで取り組んできた、地域の専門職団体の「顔の見える関係づくり」の取組がコロナ禍により中断してしまっただけで、改めて取組を進めていく。また、「人生ノート」の活用のため、専門職・市民に向けてそれぞれ活用促進のための研修会等を実施する。	2継続・維持		地域包括ケアシステムの構築を進めるため、引き続き、地域包括ケアシステム推進協議会を年2回、各部会を年4回程度開催する。	地域包括ケアシステム推進協議会 年2回 各部会 年4回程度	（令和3年度） 地域包括ケアシステム推進協議会 2回 各部会 1～5回	
48				地域協力ネットワークへの支援	協働コミュニティ課		地域の課題解決や地域の様々な主体によるネットワークづくりを促進するために、以下の取組を実施した。 ・地域協力ネットワークに対する運営補助金の交付等による運営支援 ・中部及び北東部地域効力ネットワークの設立支援 ・地域協力ネットワーク合同協議会の開催	地域協力ネットワーク運営補助金の交付、助言等の支援を行ったほか、R4年度の設立に向けて、新たに北東部地域の地域協力ネットワークの設立準備を進める。	2継続・維持		全4圏域の地域協力ネットワークの設立に伴い、各地域協力ネットワークが連携しながら、地域における様々な主体の連携や地域の課題解決を図る。	設立数 参加団体数	3団体（R3年度） 148団体（R3年度）	
49	基本目標2 みんながつながりあう地域づくり	(3) 地域における連携体制づくり	②多様な分野の連携強化	居住に関する相談等窓口連携	住宅課	西東京市住宅マスタープラン 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、令和元年度に居住支援協議会設立準備会を経て、令和2年度に居住支援協議会を設立した。 ・居住支援協議会設立後は、令和2年度に3回、令和3年度は2回の協議会を開催、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居及び居住の安定確保に関することや、円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること、関係機関の連携に関すること等を協議した。 ・令和3年度は、居住支援協議会での協議を踏まえ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する普及啓発活動を行う。	・令和3年度までに引き続き、令和4年度及び令和5年度ともに年2回の居住支援協議会を実施する。 ・住宅確保要配慮者の入居に関する、家主、不動産会社等の理解を促進するため、令和3年度に居住支援協議会で作成した普及啓発動画を活用し、普及啓発活動を行う。 ・住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット専用住宅が少ないという課題を踏まえ、セーフティネット住宅に対する住宅改修費補助制度を、令和4年度に検討し令和5年度から実施予定。	3拡充・増加		住宅確保要配慮者は今後も毎年増加することが予想され、拡充が必要である。 セーフティネット専用住宅の件数の増加、住宅確保要配慮者に対する家主、不動産会社等の理解促進を目的に、普及啓発方法を工夫する。			
50			③地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくり	地域共生課		・高齢福祉分野における地域包括ケアシステムの構築にも資する取組として、地域福祉コーディネーター事業における地域の縁側プロジェクトなど対象者の世代等を限定しない地域づくりの取組を行った。 ・地域包括ケアシステムを見据え、高齢者分野に向けたささあ見守り活動と、多世代に向けたネットワークとして活用できるささあ見守りネットワークとを分け、後者は分野を分けないほっとネット推進員の取組と併せて地域福祉コーディネーター事業で取り組む整理案を検討した。企画政策課など関係各課と協議の上、ネットワークの整理統合に伴う人員配置の変更が難しいことから、ネットワークの整理については、総合計画の方針に基づく再編を行うこととなった。	総合計画の動向を踏まえ、検討する。	2継続・維持		総合計画の動向を踏まえ、検討する。			
51			③地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくり	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	・生活支援体制整備事業の協議体において、生活支援コーディネーターを中心に地域住民・地域団体等様々な主体と地域課題の共有・課題解決に向けた取組、ネットワーク構築等を行った	・引き続き、協議体を通じ、生活支援コーディネーターを中心に地域住民・地域団体等様々な主体と地域課題の共有・課題解決に向けた取組、ネットワーク構築等を行う	2継続・維持		地域課題の解決のため、協議体を各圏域及び市全域にて実施する	協議体開催数 地域包括ケアシステム推進協議会 年2回 各部会 年4回程度	・各圏域 年6回程度 ・市全域 0回 (令和3年度) 地域包括ケアシステム推進協議会 2回 各部会 1～5回	
52				同上	障害福祉課		令和3年より地域生活支援拠点等の整備を実施、平成30年より開始した、ペアレントメンター事業を定期的に開催するなど、ライフステージを通じた支援の拡充に取り組んでいる。	地域生活支援拠点等の整備事業を充実させ、2つの基幹相談支援センター、3つの地域活動支援センター、相談支援事業所にコーディネーターを配置し連携体制を強化する。ペアレントメンター事業を継続的に実施する。	2継続・維持		地域生活支援拠点等の整備事業を充実させ、2つの基幹相談支援センター、3つの地域活動支援センター、相談支援事業所にコーディネーターを配置し連携体制を強化する。ペアレントメンター事業を継続的に実施する。	コーディネーター配置事業所数： ●事業所 ペアレントメンター実施回数：● 回	【R3年度】 コーディネーター配置事業所数： ―事業所 ペアレントメンター実施回数：3 回	
53				同上	子ども家庭支援センター		要保護児童対策地域協議会のブロック会議や、児童虐待防止外部委員会で、学校、教育委員会民生委員、医療機関等と子ども家庭支援センターがケースの情報共有・検討を実施した。	今後も要保護児童対策地域協議会の取組を通して、地域と連携して支援を行っていく。	2継続・維持		要保護児童対策地域協議会で行われる、実務者会議、ケース検討会議、研修等を通して、要保護児童等に対し地域資源をコーディネートしながら支援を継続していく。			
54			④ほっとするまちネットワークシステムの推進	地域福祉コーディネーター事業の推進	地域共生課		・ほっとネット推進員育成のための上級研修と事業広報を兼ねて、アスタ2階センターホールでパネル展示、活動紹介、トークセッションで構成する「まちづくりサミット」を開催した（R1、R3）。	・地域福祉コーディネーター事業を推進するために、みんなの居場所サードプレイスを開催し、周知した。・コロナ禍で開催できなかった事業をチラシ配布型PRを主軸としたコロナ禍向けのイベントとしたことで、多くの方にPRすることができた。より多くの地域活動が周知できるように情報収集を行っていく予定	2継続・維持		ほっとネットだけでなく、西東京市の地域活動をより周知していくために毎年度1回開催していく。			
55	基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐくみづくり	(1) 支援に結びつけるしくみづくり	④地域で孤立している人や支援に結びついていない人の把握や、見守りへの支援	地域福祉コーディネーターとほっとネット推進員との連携	地域共生課		・課題解決のため、必要に応じて推進員と連絡調整を行った。 ・他者と話す機会がない人に電話で話す機会を提供する「電話で話そう20分」というほっとネット推進員も関わっている地域活動の立ち上げを支援・連携した。 ・相談者向けのリーフレットを刷新し、多数の相談や問い合わせがあった。	・コロナ禍で発生した課題に対応し、ほっとネット推進員が関わる新たな活動ができた。変化に即した活動ができるよう側面支援をしていく予定。 ・リーフレットを刷新したら、市民からの相談や問い合わせが増えた。	2継続・維持		・必要に応じて協力してもらえよう、推進員への研修の場の提供、通信の発行などを通して関係づくりを継続していく。 ・活動が継続できるよう、推進員とも協力して運営体制を確立させていく。			

第4期西東京市地域福祉計画 「第5章施策の展開」				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	現状値（基準年）
56				民生・児童委員による地域の見守り	地域共生課		地域で孤立している人や支援に中々結びつかない人の把握することを推進するため、地域住民から知り得た情報を関係機関等に積極的に情報共有し、地域で孤立している人が必要な資源を活用できるように努めた。一方で、民生委員会議等の開催が減少したことにより、民生・児童委員同士の情報共有が希薄化したことにより、新任委員が地域住民から知り得た情報をどのように繋ぐことが望ましいか困惑する場面が多かった。	民生委員会議等の開催が減少したことにより、民生・児童委員同士の情報共有が希薄化したことにより、市民から得た情報をどのように関係機関へ情報提供するか困惑する新任委員がいた。現在は、会議等も通常開催に戻りつつあることから、民生・児童委員同士の情報共有の場を多く持ち、民生・児童委員が市民から得た情報を適切に関係機関等に情報共有できるよう図っていく。	2継続・維持	地域で孤立している人や支援に中々結びつかない人の把握することを推進するため、地域住民から知り得た情報を関係機関等に積極的に情報共有し、地域で孤立している人が必要な資源を活用できるように引き続き努める。また、民生・児童委員会議等において、民生・児童委員同士の情報共有を行い、民生・児童委員が市民から得た情報を適切に関係機関等に情報共有できるよう引き続き図っていく。		
57				包括的な相談支援体制の検討	地域共生課		・他者と話す機会がない人に電話で話す機会を提供する「電話で話そう20分」という地域活動の立ち上げを支援した。	・当初、利用者は高齢者を中心に考えていたが、20歳代～30歳代の若い人たち、子育て中の母親など多岐にわたる年齢層から電話があった。	2継続・維持	・「電話で話そう20分」の自主活動化に向けた支援をしていく。		
58				ささえあいネットワーク事業の実施	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	・ささえあい協力員・協力団体・訪問協力員への登録推進のため、説明会等を市民・団体等に対し実施	・ささえあいネットワーク登録者・登録団体の増加ができた	2継続・維持	引き続き登録説明等を実施することで、普及啓発や登録の推進を行う	ささえあい訪問協力員養成研修年4回程度	ささえあい訪問協力員養成研修4回（令和3年度）
59				一般介護予防事業の実施	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	高齢者自身での介護予防に関する取組を推進するため、介護予防講座の開催や、トレーニングマシンの一般開放事業を実施した。また、地域の中で、自主的に介護予防に取り組んでもらえるよう「100歳体操」の取組を進めている。	より身近な場所で介護予防に取り組めるように、地域の中での自主グループの育成などを進めていく必要がある。今後は、既存の講座内容、実施会場の見直しの検討をするともに、100歳体操の普及の促進、フレイルチェックとの連動による、効果的な介護予防の推進を図る。	2継続・維持	自主的・継続的に介護予防に取り組んでもらえるよう、既存の事業を継続していくとともに、地域の中での介護予防の取組を推進していく。	介護予防事業参加人数 トレーニングマシン参加人数 100歳体操立ち上げ支援	（令和3年度） 介護予防事業参加人数 225人 トレーニングマシン参加人数 6,480人 100歳体操立ち上げ支援 15団体
60				相談支援事業の実施	障害福祉課		地域生活支援拠点等を整備し、支援につながっていない人をつなげる仕組みづくりに取り組んでいる。	高齢者と障害者の8050世帯など、地域で孤立しがちな世帯を地域生活支援拠点事業への登録につなげ、緊急事態に備える。	2継続・維持	高齢者と障害者の8050世帯など、地域で孤立しがちな世帯を地域生活支援拠点事業への登録につなげ、緊急事態に備える。	地域生活支援拠点登録者数 緊急：●人 体験：●人	【R3年度】 地域生活支援拠点登録者数（年度未現在） 緊急：14人 体験：5人
61			②専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施	地域共生課		・まずは受け止める相談支援により、必要に応じて専門機関につなぐことができた。	・コーディネーターが8名になったこともあり、相談件数やそれに伴う活動状況も伸びた。	3拡充・増加	・重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、継続的に行っていく必要がある。 ・コーディネーターの資質の向上に取り組む		
62				生活サポート相談窓口による相談体制の充実	地域共生課		令和2年に「断らない相談窓口」として福祉丸ごと相談窓口を開設する。相談員（市職員2名）を増員し、社協の相談員（2名）と合わせて合計4名とし、コロナ禍においても更に寄り添った支援ができる体制を整備した。	これまで同様に「断らない相談窓口」として、生活サポート相談窓口で相談をしっかりと受け止められるよう、市民が気軽に相談できる環境づくりを行う。	3拡充・増加	生活サポート相談窓口の更なる周知・広報活動（SNSを含む）を図る。関係機関の会議体などに参加し、関係機関との連携を強化する。		
63				包括的な相談支援体制の検討	地域共生課		・断らない相談、社会とのつながりや参加への支援などを実施し、関係機関との連携、調整に努めた。	・コーディネーターが8名になったこともあり、相談件数やそれに伴う活動状況も伸びた。	3拡充・増加	・重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、継続的に行っていく必要がある。 ・コーディネーターの資質の向上に取り組む		
64				地域包括支援センターによる相談支援体制の充実	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	地域包括支援センターにおける総合相談支援業務等をより効率的に運営できるよう、地域包括支援センター機能評価や地域包括支援センター運営協議会等を通じた事業の評価を実施	・令和4年度より、重層的支援体制整備事業として本センター事業を位置づけ、多様な支援課題を抱える事例に対し、多機関との連携を行い解決に向けて支援を行っている	3拡充・増加	引き続き相談支援業務等の効率的な運営を図るとともに、相談支援体制の確保及び一層の充実に向けて、事業評価やニーズを踏まえて、基幹型包括の設置等も含めた体制強化についての検討を行う。		
65				相談支援事業の実施	障害福祉課		えぼくを基幹相談支援センター化し、2つの基幹の連携を通じて相談支援体制の拡充に取り組んでいる。	2つの基幹相談支援センターの連携を強化していく必要がある。	2継続・維持	2つの基幹相談支援センターの連携を強化していく必要がある。	基幹連携会議の回数：●回	【R3年度】 基幹連携会議の回数：5回
66				子ども家庭支援センターのどこかの相談支援の充実	子ども家庭支援センター	西東京市子育て・子育てワイワイプラン	要保護・要支援児童及び家庭に関する相談について、助言をしたり、専門機関への相談に繋げた。虐待防止のための啓発活動を行い、小中学生・保護者に向けチラシを配布した。	児童虐待の新規相談件数は令和元年度284件、令和2年度474件、令和3年501件と増加している。	2継続・維持	子どもや家族、関係機関からの相談に応じるとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、要支援・要保護児童の対応、虐待防止の啓発活動を継続し行っていく。		
67		(2)多様な生活課題への対応	①虐待や暴力防止対策の充実	地域包括支援センターによる相談対応	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	・虐待対応の進捗確認のため「虐待対応管理会議」を実施（年12回） ・体制整備、連携づくり、普及啓発等の検討のため「虐待防止連絡会」の開催（年2回） ・虐待防止の普及啓発を目的とし、「虐待防止キャンペーン」（11月）の実施	・個別ケースの虐待解消に向け、引き続き対応の見直し及び体制づくりを行う。 ・虐待防止・早期発見のため、要因分析及び普及啓発、関係機関との連携作りを行う。 ・市民への普及啓発の取り組みが不足していると感じているため、方法を検討する。	2継続・維持	現在の取り組みを継続していくとともに、市民への虐待防止の普及啓発のためSNS等を活用して推進を図る。	・虐待対応管理会議（年12回） ・高齢者虐待防止連絡会（年2回） ・虐待防止キャンペーンの実施（年1回）	【令和3・4年度】 ・虐待対応管理会議（年12回） ・高齢者虐待防止連絡会（年2回） ・虐待防止キャンペーン（年1回）
68				虐待防止センター等による相談対応	障害福祉課		虐待の普及啓発を実施し、小さな気かりでも関係機関からの相談を受け、連携して対応し早期発見と虐待の予防に取り組んでいる。	虐待防止センターと基幹相談支援センターえぼくの連携を強化し、通報、相談への対応を速やかに実施する体制を整える。	2継続・維持	虐待防止センターと基幹相談支援センターえぼくの連携を強化し、通報、相談への対応を速やかに実施する体制を整える。	虐待通報件数：●回	【R3年度】 虐待通報件数：26回
69				子ども家庭支援センターのどこかの相談支援の充実	子ども家庭支援センター	西東京市子育て・子育てワイワイプラン	66と同様	66と同様	66と同様	66と同様		
70				女性に対する暴力をなくす運動	協働コミュニティ課	第2次配偶者暴力対策基本計画	配偶者暴力対策を推進するため、女性に対する暴力をなくす週間のパネル展、講演会、暴力反対の意思を込めたタペストリーづくりを実施した。また、DV被害者のための自立支援講座の実施及び配偶者暴力被害者支援担当者連絡会議を開催した。	週間のパネル展、講演、講座等により、周知活動を実施できた。また、担当者連絡会で関係者の意識共有を図れた。引き続き講座等を実施していく。	2継続・維持	庁内連携を円滑にするため、引き続き配偶者暴力被害者担当連絡会議を開催するほか、一般市民向け（女性限定）の自立支援講座を開催する。	配偶者暴力被害者担当連絡会議の開催回数 自立支援講座の開催回数	年2回（配偶者暴力被害者担当連絡会議） 年6回（自立支援講座）
71				男女平等推進センター「バリテ」の相談支援	協働コミュニティ課	第4次男女平等参画推進計画	事業周知のため、女性相談カードを関係機関のトイレや窓口等に設置し、加えてはバス車内や庁内のトイレに啓発シールを貼付した。また、相談内容により、関係機関と情報共有を行ったほか、ケース検討会議を実施した。	相談件数の減少傾向がみられるため、今後、さらなる周知について検討する。	2継続・維持	事業周知を図るため、引き続き女性相談の啓発を実施する。また、相談内容により、関係機関と情報共有を行ったほか、ケース検討会議を実施する。	女性相談の相談件数	年360件
72			②自殺対策の充実	ゲートキーパー研修の実施	健康課	西東京市生きる支援推進計画	・職員向け研修の実施 ・若者向け（市内大学生、若年支援者含む）研修の実施 ・市民向け（出前講座）の実施	・コロナ禍の影響で、対面での実施は定員を制限し、一部リモートでの形式に変更しての実施となった。 ・グループワーク等の内容を盛り込みづらくなっていることもあり、基礎編、発展編と講義内容を変更していくにも、講義のありかたも検討する必要がある。	2継続・維持	・コロナに左右されない手法での取り組み強化 ⇒ゲートキーパー受講率の増加を目的に、イーランニング、動画公開の活用を検討	ゲートキーパー研修の受講者数	令和2年度以降、職員受講者数 381人

第4期西東京市地域福祉計画 「第5章施策の展開」				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter				
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）
73				自殺防止（生きる支援）対策の啓発	健康課	西東京市生きる支援推進計画	・公共施設窓口、図書館等での自殺防止対策キャンペーンの実施 ・若年層向けLINE相談の実施	・自殺予防対策強化月間に合わせて、市内図書館と共催展示、デジタルサイネージの掲示、市内薬剤師会と連携し市内調剤薬局にてポスター等の展示・配架を行った。 ・若年層への啓発（LINE相談）を令和2年7月より週2回で実施。 ・若年層への啓発（日中、働きに出ている人の層）への啓発に難しさがある。 ・デジタル化が進み、紙媒体の需要が少なくなっている。駅での広告展示、インターネット広告等があるがそもそも広告費用面での確保が難しい。	2継続・維持	・見やすさ、届きやすさを念頭においた、啓発活動。 ・若年層に向けたLINE相談の実施	LINE相談の友だち登録数	LINE相談友だち登録数：令和3年度511件		
74				からだと心の健康相談	健康課	第2次健康づくり推進プラン	・電話相談（平日9時から16時）面接相談（月2回実施）	・電話件数は令和元年73件、令和2年105件、令和3年125件と毎年増加傾向にある。面接は、令和2年度はコロナの影響で受付枠を縮小したこともあったが、令和3年以降は、面談件数も予約枠に対して7割程度の稼働があり、個別相談としてもニーズは高いことが伺える。	2継続・維持	・身近な健康相談としての周知を広げる。 ・対面や電話などを介して、市民が自身のセルフケアの意識を高めていけるようにする。	電話の相談件数	電話件数：125件（令和3年度）		
75			③外国籍市民の社会参加の促進	多言語による情報提供「西東京市くらしの情報」	文化振興課	文化芸術振興計画	必要な情報が外国籍市民に行き渡るよう、くらしの情報（市報抜粋・多言語版（金漢字ルビ付日本語、英語、中国語、ハングル））を外国籍市民に発行（毎月1回、500部）し、市内小中学校や市内公共施設等に配布を依頼した。	外国籍市民に多言語で情報を提供することができた。より多くの外国籍市民に周知を図るため、状況に応じて配布先の見直しを行う。	2継続・維持	異なる周知を図るため、引き続き発行・配布を行う。	毎年度配布先の見直しを行う。	年12回実施（R1～3）		
76				外国人のためのリレー専門家相談会の実施	文化振興課		実施していない。	実施予定なし	99上記以外	西東京市では外国人のためのリレー専門家相談会を実施していないため、事業から削除していただきたい。				
77				多言語版生活情報誌の作成	文化振興課	文化芸術振興計画	必要とする手続きや利用できるサービスの情報が外国籍市民に行き渡るよう、令和2年度に「西東京市生活便利帳（Nishitokyo City Living Guidebook）」を改訂し、市内小中学校や市内公共施設等に配布を依頼した。	外国籍市民に多言語で情報を提供することができた。より多くの外国籍市民に周知を図るため、状況に応じて配布先の見直しを行う。	2継続・維持	異なる周知を図るため、引き続き発行・配布を行う。	毎年度配布先の見直しを行う。	年1回実施（R2～3）		
78	基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐくみづくり	(2) 多様な生活課題への対応	③外国籍市民の社会参加の促進	外国人のための日本語講座の開催	公民館	教育計画	日本語以外の言語を母語とし、異なる文化的背景をもつ市民の地域社会への参加を支援するために、下記の講座を実施した。 【令和元年度から継続して実施している講座】 子育て中の外国人女性のための日本語講座／多文化カフェ	子育て中の外国人女性のための日本語講座は、コロナ禍において、血縁・地縁が希薄なため、より孤立しがちな外国出身の女性たちのひとつの居場所となっていた。多文化カフェは、コロナ禍のため実施方法や内容に制約があったが、制限の解除に応じて、交流を充実させる。	2継続・維持	異なる文化的背景をもつ市民の地域社会への参画を支援する取り組みについて検討する。				
79				子ども向け多文化共生講座の開催	公民館	同上	同上	同上	同上	同上				
80			④生活困窮者への支援	生活困窮者自立支援事業（ひきこもり・ニート対策事業・教育支援等）の推進	地域共生課		住居確保給付金事業は、新型コロナウイルス感染症による困窮対策として法改正等が行われ、対象者が拡大して受給者が大幅に増加した。 ひきこもり・ニート対策事業においては、業務委託により、週3日の居場所の運営、訪問・面談等を実施。コロナ禍における非対面支援としてWeスタッフによるLINE運用を開始。 就労準備支援事業とひきこもり・ニート対策事業の間の連携強化のため、定期会議を開催。	R4年度から家計改善支援事業を新規事業として開始。ひきこもり・ニート対策事業では、R4年12月から毎週火曜日にイングリッシュ1階で居場所を開設。R5年度での借上げが終了すること、メンバーの増加により、新たな居場所を確保する必要がある。 ひきこもり・ニートの支援対象者の実態やニーズの把握。 住居確保給付金に伴う就労支援について、コロナ禍で簡素化された面談・報告等を本来のカタチに戻す必要があり、申請件数の状況次第で、現状の体制では十分な就労支援を行うことが難しい。 広報等の効果により、相談件数の増加とともに生活困窮に伴う問題が多様化・複雑化しており、1件にかか	3拡充・増加	居住に困難を抱える生活困窮者へ生活困窮者一時生活支援事業（地域居住支援事業）による居住支援実施の検討。 ひきこもり・ニート対策事業は、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもりステーション事業」創設の検討 就労ニーズの状況に合わせて、就労支援員の増員など、就労支援体制の再構築を検討。				
81				生活サポート相談窓口での相談体制の充実	地域共生課		令和2年に福祉九ごと相談窓口を開設。任意事業の委託事業者も同じ執務室に常駐することで、各事業担当者の連携が円滑となる。	相談体制を強化するため、令和4年8月に生活サポート相談窓口の相談員を1名増員。 コロナ禍でも市民の相談をしっかりと受け止めることができた。相談業務の品質を維持するため、相談員の人材育成を強化する必要がある。来庁できない相談者に対応できる体制整備を進める。	3拡充・増加	来庁できない相談者のため、アウトリーチ支援の充実・体制整備。相談員の人材育成を強化（研修受講、ケース会議開催など）。重層化体制整備事業との連携を強化し、支援の充実を図る。				
82			⑤犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援	更生保護活動への支援	地域共生課		保護司会活動について、近隣5市で構成する保護司会の事務局担当市として、また西東京市の保護司会の運営や保護司個人の対象者との面談場所の確保など、必要な支援を行った。	保護司会活動について、西東京市の保護司会の運営や保護司個人の対象者との面談場所の確保など、必要な支援を行った。 再犯防止推進計画について、検討を進めた。	3拡充・増加	再犯防止推進計画を策定する。 罪を犯した者等への市組織内や市民への理解促進の取組を行う。				
83				社会を明るくする運動への参加	地域共生課		社会を明るくする運動に参加し、必要な支援を行った。 コロナ禍においては、あいさつ運動ができない代わりに各学校に助ましのメッセージを書いたのぼり旗を掲出し、また、アスタビジョンやエフエム西東京など非接触型の周知広報に努めた。	社会を明るくする運動に参加し、必要な支援を引き続き実施する。 コロナ禍でのリスクに配慮しながら、あいさつ運動を再開した。	2継続・維持	社会を明るくする運動に参加し、必要な支援を引き続き実施する。				
84		(3) 権利を擁護するしくみづくり	①判断能力が不十分な方への支援	権利擁護センター「あんしん西東京」での相談支援	地域共生課		権利擁護センター「あんしん西東京」で日常生活自立支援事業（都社協委託）や同事業の利用者の拡大（市補助事業）、成年後見制度利用支援（市委託事業）を行い、権利を擁護するための取組を進めた。	引き続き、権利擁護センター「あんしん西東京」で日常生活自立支援事業（都社協委託）や同事業の利用者の拡大（市補助事業）と、成年後見制度利用支援（市委託事業）とのスムーズな以降など、権利を擁護するための取組を続ける。	3拡充・増加	成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に明確に位置付け、権利擁護センター「あんしん西東京」を中核機関化する。				
85			②成年後見制度の普及と活用	成年後見制度の利用の促進	地域共生課		成年後見制度利用促進のため、社会福祉協議会による法人後見の実施や、後見人等の報酬助成の対象者拡大を企図したが、レベルアップ事業に採択されず、財政的な課題から実現しなかった。	成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に明確に位置付けるべく、検討を行う。	2継続・維持	成年後見制度利用促進基本計画を地域福祉計画内に明確に位置付け、権利擁護センター「あんしん西東京」を中核機関化する。 社会福祉協議会による法人後見を実施し、権利擁護の選択肢を増やす。 後見人等の報酬助成の対象者を拡大し、対象者と支援者双方にとって制度を利用しやすくする。				
86	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(1) 情報提供の充実	①市民に伝わる情報提供体制の充実	制度・サービスに関する周知・説明のパンフレット等の作成・改訂	関係各課		秘書広報課がNo90にて記載							

第4期西東京市地域福祉計画 「第5施策の展開」				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性 R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理 事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）
87				既存の情報提供手段の改善	関係各課		秘書広報課がNo.89,91にて記載					
88				身近な地域における情報共有の促進の検討	地域共生課		アスタ2階センターホールでパネル展示、活動紹介、トークセッションで構成する「まちづくりサミット」を開催した（R1、R3）。 ほっとネット推進員向けに、スマホ講座を企画した。	・地域福祉コーディネーター事業を推進するために、みんなの居場所サードプレイス展を開催し、周知した。 ・コロナ禍で開催できなかった事業をチラシ配布型PRを主軸としたコロナ禍向けのイベントとしたことで、多くの方にPRすることができた。より多くの地域活動が周知できるように情報収集を行っていく予定 ・ICT機器を利用した情報共有を推進すべく、まずはほっとネット推進員がその担い手となれるよう、スマホ講座を実施し、ICT環境になれ、情報共有の手段が広がるよう働きかけを行った。	2継続・維持	地域福祉コーディネーターが地域に出向き、情報を伝える（チラシ等を活用） ほっとネット推進員の活用等、多様な情報共有の手段を検討、実施する。		
89			②情報取得が困難な方への配慮	音声による市報での情報提供	秘書広報課		毎号、「音訳の会」の協力を得て、市報を音訳録音して、デジタル版やCD版で情報を提供した。	引き続き、音訳の会の協力を得ながら、音声による市報での情報提供をしていく。	2継続・維持	引き続き、音訳の会の協力を得ながら、音声による市報での情報提供をしていく。		
90				ホームページの管理・運営	秘書広報課		文字サイズや色合いの変更、音声読み上げのシステムを導入している。また、正確に音声読み上げが行われるように、アクセシビリティに配慮したホームページの作成を庁内に周知した。	アクセシビリティ研修を実施するなど、引き続き庁内周知を図る。	2継続・維持	アクセシビリティ研修を実施するなど、引き続き庁内周知を図る。		
91				エフエム放送での情報提供	秘書広報課		「市からのお知らせ」のコーナーで積極的に市政情報・イベント情報を提供した。	引き続き、「市からのお知らせ」のコーナーで積極的に市政情報・イベント情報を提供していく。	2継続・維持	引き続き、「市からのお知らせ」のコーナーで積極的に市政情報・イベント情報を提供していく。		
92	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(1) 情報提供の充実	②情報取得が困難な方への配慮	手話通訳者の設置、要約筆記者の派遣等	障害福祉課	第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）、第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度まで）	意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するため、毎年度手話通訳者の設置・派遣、要約筆記者の派遣を実施した。	手話講習会を実施し、手話通訳者候補の促進の成果があった。今後も手話通訳者の確保のため、継続して手話講習会を実施する。	2継続・維持	意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するため、継続して手話通訳者の設置・派遣や要約筆記者の派遣を行う。	毎年度の手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数	令和3年手話通訳者派遣回数 177回 令和3年要約筆記者派遣回数 51件
93		(2) 相談支援体制の充実	①身近な地域での相談体制の整備・充実	ほっとネットによる相談体制	地域共生課		・まずは受け止める相談支援により、相談を受けることができた。	コーディネーターが8名になったこともあり、相談件数やそれに伴う活動状況にも伸びた。	3拡充・増加	・重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、継続的にしていく必要がある。 ・コーディネーターの資質の向上に取り組む		
94				民生委員による相談体制	地域共生課		民生委員・児童委員による相談体制の充実を図るため、随時関係機関が主催する会議に積極的に出席をし、市民の状況を民生委員が把握することに努めた。民生委員の欠員を最小限にすることで、地区に偏りなく市民からの相談に民生委員が対応できるよう、地区に欠員があった場合、随時民生委員推薦会を開催し、民生委員候補者と積極的に就任依頼の交渉を行った。	令和4年11月30日付で、38人退任し、令和4年12月1日付で、新たな民生・児童委員が21人委嘱された。経験年数の長い委員が退職したことから、今後より地域の実情を把握するために、関係機関との会議に積極的に参加することが求められる。 また、欠員が17人いることから、随時民生委員候補者を発掘してもらうよう、民生委員推薦会委員への共有を図る	2継続・維持	引き続き、民生・児童委員が、随時関係機関の主催する会議に積極的に出席をし、地域・市民の状況を把握する。 また、欠員地区を最小限にするため、随時随時民生委員推薦会を開催し、民生委員候補者と積極的に就任依頼の交渉を行う。		
95				地域包括支援センターにおける相談	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	市内8ヶ所に設置されている地域包括支援センターが、圏域内にてセンター業務の普及啓発を行ったり、必要に応じて訪問する等、高齢者の地域での身近な相談窓口として、相談支援を行っている。	地域包括支援センターが高齢者の地域での身近な相談窓口であることの普及・理解の促進	2継続・維持	市HP、市報、各種イベントや介護予防数等の開催を通じ、地域包括支援センターの普及・理解の促進を行う		
96	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(2) 相談支援体制の充実	①身近な地域での相談体制の整備・充実	地域子育て支援センターにおける相談の実施	幼児教育・保育課	西東京市子育て・子育てフイワイプラン	市内5か所の地域子育て支援センターで、保育士・看護師・栄養士が、子どもとの接し方や離乳食の進め方など地域の子育て世帯を対象にした子育て相談を、対面・電話で実施した。	コロナ禍でセンターの利用を制限せざるを得ない時期があったが、その間は電話での相談受付に注力した。引き続き保育士・看護師・栄養士による子育て相談を充実させていく。	2継続・維持	引き続き保育士・看護師・栄養士による子育て相談を充実させていく。		
97			②対象者ごとのきめ細かい相談の充実	在宅療養連携支援センターにしのわの充実	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	在宅で療養する高齢者が在宅生活を送るために、保健、医療及び福祉の各分野が円滑に連携して支援を行うため、平成28年度から在宅介護連携推進センター「にしのわ」を設置し、事業を実施している。	医療・福祉各関係機関等への認知も広がり、着実に相談等活動実績が上がって来ている。しかしながら、コロナ禍という新たな課題が発生してきたため、コロナ禍における医療・福祉の連携と言った新たな課題にも目を向けた支援が必要となる。	2継続・維持	在宅で療養する高齢者が在宅生活を送るために、保健、医療及び福祉の各分野が円滑に連携して支援を行うため、平成28年度から在宅介護連携推進センター「にしのわ」を設置し、事業を実施する。	相談件数	(令和3年度) 相談件数 233件
98				包括的支援事業	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	地域包括支援センターにおける総合相談業務等により、高齢者及びその家族等からの生活全般への相談に応じ必要な支援を行っている	コロナ禍において、高齢者の実態把握が難しくなるといった新たな課題や、複合的な課題を持つ世帯が多く見えてきており、多機関との連携を行い、解決に向けて支援を行う必要がある。	2継続・維持	地域包括支援センターにおける総合相談業務により、高齢者及びその家族等からの生活全般への相談に応じるとともに、他機関との連携により複合的な課題解決に向けて必要な支援を行う		
99				相談支援事業の実施	障害福祉課		市内相談支援事業所、3地活（保谷障害者福祉センター、地域活動支援センター・ハーモニー、地域活動支援センター・ルーム）市と基幹相談支援センター・えびっくでの3層構造で相談体制を敷き、ケースに応じて連携して支援を行っている。 また、R4より市に地区担当制を導入し、市民、関係機関の相談窓口を明確にした。	地域生活支援拠点事業の拡充に向け、相談支援事業所と、地域活動支援センター、基幹相談支援センターの相談体制を強化するためコーディネーターを配置する。また、地区担当制により、市民にとってより身近な相談窓口を目指す。	2継続・維持	地域生活支援拠点事業の拡充に向け、相談支援事業所と、地域活動支援センター、基幹相談支援センターの相談体制を強化するためコーディネーターを配置する。また、地区担当制により、市民にとってより身近な相談窓口を目指す。	コーディネーター配置事業所数： ●事業所 障害福祉課相談件数：●件	【R3年度】 コーディネーター配置事業所数： 一事業所 障害福祉課相談件数：14,218件
100				ひらぎにおける子育て相談、各通所グループ、個別療育における相談体制の充実	健康課		・相談に対応するため、言語聴覚士の回数や相談にあたる担当職員の増やすなど体制強化を図った。 ・地域関係機関へのアウトリーチ型の相談支援を実施。また、全希望に対して巡回相談を実施した。	相談件数は平成28年度は223件から、令和3年は335件と著しい増加がみられた。令和4年4月より児童発達支援センター化した。	2継続・維持	発達支援係で実施する相談体制においては継続、維持していくところだが、関係機関との連携をしていく中での拡大を図っていく。	発達全般の相談件数	335人（令和3年度）
101	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(2) 相談支援体制の充実	②対象者ごとのきめ細かい相談の充実	ひとり親家庭の自立に向けた支援	子育て支援課	子育て・子育てフイワイプラン	ひとり親の自立のため、母子・父子自立支援員が相談を受け、必要に応じて情報提供し、問題解決の支援をする。	ひとり親の方のための制度についてはカウンターにチラシを置いたり、新規申請や現況届の際に制度について周知している。引き続き必要とする人に必要な情報が届くよう工夫していきたい。	2継続・維持	周知のチラシなどの内容については、常により分かりやすくするよう工夫を重ねていく。（児童扶養手当の現況届の時期など）	相談件数	相談903件（R3年度）
102				子ども家庭支援センターのどこで子どもや子育て世帯に関する総合相談の実施	子ども家庭支援センター	フイワイプラン	66と同様	66と同様	66と同様	66と同様		
103				女性相談「女性の悩み何でも相談」	協働コミュニティ課	第4次男女平等参画推進計画	事業周知のため、女性相談カードを関係機関のトイレや窓口等に設置し、加えてはなバス車内や庁内のトイレに啓発シールを貼付した。 また、相談内容により、関係機関と情報共有を行ったほか、ケース検討会議を実施した。	相談件数の減少傾向がみられるため、今後、さらなる周知について検討する。	2継続・維持	事業周知を図るため、引き続き女性相談の啓発を実施する。 また、相談内容により、必要に応じて関係機関と情報共有を行い、ケース検討会議も実施する。	女性相談の相談件数	年360件

第4期西東京市地域福祉計画		第5章施策の展開				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter	
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性 R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理 事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）	
104	サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	相談支援体制の充実	対象者ごとのきめ細かい相談の充実	教育相談の実施	教育支援課	西東京市教育計画・西東京市教育支援推進プラン	西東京市教育計画及び西東京市教育支援推進プランの基本的考え方に基づき、子どもの「心の健康」を育成するため、教育相談センターにおける臨床心理士等専門家による丁寧なアセスメントに基づく相談・支援を行った。また、学校における教育支援体制充実に向け、学校と連携し、全ての児童・生徒に対し予防的支援や課題の早期発見早期対応を行った。学校内では解決しにくい問題に対して、スクールソーシャルワーカーが教員と一緒に方針を検討し必要に応じて関係機関と連携して対応を行った。不登校については、小中連携により情報や教員の気づきを共有し、早期に対応することで未然防止に努めた。	教育相談の更なる充実を図るため、相談者が利用しやすい敷居が低い相談体制を整備することが必要である。既存の相談体制の検証と利用しやすい相談体制を検討するため、令和4年度は、教育相談センターの利用者を対象にアンケートを実施している。令和5年度はアンケート結果を踏まえ、課題を整理し、さらに利用者ニーズに合った質が高く、敷居の低い相談体制の充実を目指していく。	2継続・維持	令和5年度の改訂西東京市教育計画及び、西東京市教育支援推進プランに基づき、個別の相談・支援の充実など、教育相談センターの相談機能の充実を図るとともに、学校を支える多様な教育資源の充実を図るため、必要な支援を継続的に行っていく。	教育相談件数	令和3年度 2,349件 令和2年度 2,122件 令和元年度 1,779件	
105	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(2) 相談支援体制の充実	②対象者ごとのきめ細かい相談の充実	居住に関する相談	住宅課	西東京市住宅マスタープラン 西東京市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画	住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定の確保が保てるよう、居住支援協議会事務局として、住宅確保要配慮者の入居及び居住継続に関する相談支援を実施。相談申込件数は、令和元年度：54件、令和2年度：79件、令和3年度：105件となっている	・令和4年度、令和5年度も住宅確保要配慮者の入居及び居住継続に関する相談を実施する。 ・住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット専用住宅について、経済的に困難している世帯が入居しやすくなるよう、専用住宅への家賃低廉化補助の制度について、令和4年度に検討し令和5年度から実施予定。	3拡充・増加	入居支援、居住継続支援に関する相談件数は毎年増加しており、今後も拡充が必要である。具体的な拡充内容については、居住支援協議会での協議等も踏まえ、現在検討中。			
106			③多様な媒体・手段による相談の充実	電話、電子メール等による多様な手段による相談の実施	関係各課		子育て支援課がNo.169にて記載						
107				包括的な相談支援体制の検討	地域共生課		・断らない相談、社会とのつながりや参加への支援などを実施し、相談を受けることができた。	コーディネーターが8名になったこともあり、相談件数やそれに伴う活動状況も伸びた。	3拡充・増加	・重層的支援体制整備事業との業務のすみわけをしながら、継続的に行っていく必要がある。 ・コーディネーターの資質の向上に取り組む			
108	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(2) 相談支援体制の充実	③多様な媒体・手段による相談の充実	地域子育て支援センターによる子育て支援情報の周知	幼児教育・保育課	西東京市子育て・子育てワイワイプラン	市内5か所の地域子育て支援センターで、市ホームページや市報を活用して、地域の子育て世帯同士の交流に関する情報や、離乳食講習会など地域子育て世帯向け講座の開催情報などを周知した。	コロナ禍でセンターの利用を制限せざるを得ない時期があったが、その間に市ホームページで子育て情報に関する動画配信を開始するなど、新たな取り組みを実施することができた。引き続き多様な媒体・手段により子育て支援情報を周知していく。	2継続・維持	引き続き多様な媒体・手段により子育て支援情報を周知していく。			
109				関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の検討	子ども家庭支援センター		要支援・要保護児童や家庭、特定妊婦の早期発見・早期対応を図るため、庁内関係部署が運用するシステムを必要時に閲覧するシステム改修を進め、令和3年度には健康課のシステムと子ども家庭支援センターの相談システムとをつなげ、連携を図った。	令和3年度から継続してシステム改修を進め、令和4年度には教育委員会と子ども家庭支援センターの相談システムとの連携を図った。	2継続・維持	要支援・要保護児童や家庭、特定妊婦の早期発見・早期対応を図るため、庁内関係部署が運用するシステムの連携の必要性を検討し、より効率的な情報共有を進めていく。			
110		(3) サービスの質の向上	①福祉人材の確保・育成	福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審動員	地域共生課		サービスの質の向上及び市民への情報提供の充実のため、福祉サービス第三者評価の受審費の補助を行った。また、受審事業者の拡大に向けて、介護保険連絡協議会にて制度の説明資料の配布や、市報や市ホームページに案内の掲載等により、事業者等へ制度の周知、市民へ情報活用案内を行った。	普及啓発、受審動員を行い、サービスの質の向上及び市民への情報提供の充実を図った。令和3年度は64事業所が受審した。受審が義務でない種別の受審率が伸び悩んでいることが課題である。	2継続・維持	要綱に基づき補助金の交付を行うため、引き続き予算の確保を行う。受審事業者数の拡大を図るため、引き続き介護保険連絡協議会や市報での周知を行う。			
111				介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	市における介護保険制度の実施に関し、関係機関及び介護サービス等提供事業者相互間の情報連絡及び連絡体制整備し、介護サービス等の円滑な提供を図るため。	対面やオンライン開催による、情報交換及び情報提供の機会による、参集での分科会開催にスライドしていく。	2継続・維持	7分科会で31回の会議を予定 オンライン会議の開催も含め、コロナによる影響を鑑み、より介護サービス等提供事業者に係る情報提供及び交換の場を提供していく。	7分科会で31回の会議を予定	6回開催（令和3年度） ※4分科会において開催。 ※その他の分科会においては休会及び交換の場を提供していく。	
112			①福祉人材の確保・育成	障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課		利用者が安心して利用できる良質なサービスを確保するため、市内でサービスを提供している事業者が福祉サービス第三者評価システムの受審を奨励します。	市が主体となって事業者に対する研修会や事業者交流会を実施し、事業者間の情報交換の場を広げていくことが課題であり、定期的実施していく。	2継続・維持	利用者が安心して利用できる良質なサービスを確保するため、市内でサービスを提供している事業者が福祉サービス第三者評価システムの受審を奨励します。	R3 開催 ●件	R3 書面開催 1件	
113	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(3) サービスの質の向上	①福祉人材の確保・育成	基幹型ブロック会議の開催等	幼児教育・保育課		市内5つに分かれたブロック単位で定期的に会議を開催し、保育の質の向上のための意見交換や情報共有を行った。	コロナ禍で対面での意見交換の機会が減ってしまった。西東京市保育の質のガイドラインを活用しながら、引き続き保育の質の向上のための意見交換や情報共有を行っていく。	2継続・維持	引き続き保育の質の向上のための意見交換や情報共有を行っていく。			
114			②苦情解決システムの充実	権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに関する苦情受付	地域共生課		権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに関する苦情受付窓口となり、市と協力して適宜事業者等へ改善を促した。	引き続き権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに関する苦情受付窓口となり、市と協力して適宜事業者等へ改善を促した。	2継続・維持	引き続き権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに関する苦情受付窓口となり、市と協力して適宜事業者等へ改善を促す。			
115				保健福祉サービス苦情調整委員会による調整	地域共生課		委員会に諮る案件がなかった。 苦情受付や受付後の関係機関への連絡で対応できた。	必要に応じ開催する。	2継続・維持	引き続き、委員会による調整ができる体制を維持する。			
116			③多様な福祉サービス提供事業者の育成	介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	市における介護保険制度の実施に関し、関係機関及び介護サービス等提供事業者相互間の情報連絡及び連絡体制整備し、介護サービス等の円滑な提供を図るため。	対面やオンライン開催による、情報交換及び情報提供の機会による、参集での分科会開催にスライドしていく。	2継続・維持	7分科会で31回の会議を予定 オンライン会議の開催も含め、コロナによる影響を鑑み、より介護サービス等提供事業者に係る情報提供及び交換の場を提供していく。	7分科会で31回の会議を予定	6回開催（令和3年度） ※4分科会において開催。 ※その他の分科会においては休会及び交換の場を提供していく。	
117			③多様な福祉サービス提供事業者の育成	障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課		福祉サービスの提供事業者に対する研修会や事業者同士の交流会を開催するとともに、事業者からの適切な情報公開を促進します。	市が主体となって事業者に対する研修会や事業者交流会を実施し、事業者間の情報交換の場を広げていくことが課題であり、定期的実施していく。	2継続・維持	福祉サービスの提供事業者に対する研修会や事業者同士の交流会を開催するとともに、事業者からの適切な情報公開を促進します。	R3 開催 ●件	R3 書面開催 1件	
118	基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	(3) サービスの質の向上	③多様な福祉サービス提供事業者の育成	公立保育園の民設民営化の推進	幼児教育・保育課	西東京市公設民営保育園の民設民営化計画	1園目となるしもほう保育園の民設民営化を実施した。	民設民営化により、福祉避難所等の公の機能を一部残しながら、民間の創意工夫を生かした保育サービスの提供を図ることができた。令和5年度には、2園目のみどり保育園の民設民営化を実施予定である。	2継続・維持	引き続き公設民営保育園の民設民営化計画に沿って取り組みを実施していく。			
119			④地域共生型サービスの検討	地域共生型サービスの検討	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	地域密着型サービスの整備を図っており、既存の事業者が共生型サービスの指定を受けようとする場合は、柔軟な対応に努める。	令和3年度までは相談実績なし。 令和4年度に事業者からの相談あり。指定に向けて対応をする。	1縮小・廃止	共生型サービスが有効な状況はあると思われる、指定を希望する事業者の支援は惜しまない。しかし、市が事業主体ではなく、検討して主体的に取り組める範囲は限定的にならざるをえない。共生型サービスの必要性が個別具体的に生じたときに、迅速かつ柔軟に対応したい。「主な取組」として掲げる程度に成果を導くのは困難			

第4期西東京市地域福祉計画 「第5章施策の展開」				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter			
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性 R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理 事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）	
120				介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進	障害福祉課		相談支援部会にて、介護保険への移行に向けた切れ目ない支援や、8050世帯への支援について検討した。互いの制度理解を深めるため、ケアマネ分科会と合同で勉強会を実施した。	年1回相談支援部会で、地域包括支援センターの職員も参加している。若年性認知症の家族会「かえるの会」へ1回障害福祉課の職員が参加した。	2継続・維持	今後も相談支援部会を通して高齢分野と障害分野で情報共有の場を継続していく。	相談支援部会で連携した回数：● 回	【R3年度】 相談支援部会で連携した回数：1 回	
121	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	(1) 防災対策の充実	①地域防災力の強化	自主防災組織活動への支援	危機管理課	なし	・1団体当たり上限を20万円とした補助金申請の実施。 ・講習会の実施（R2、R3はコロナにより中止）。 ・東京都リーダー講習会等の案内	・令和4年4月1日に防災市民組織補助金交付要綱を改正したため、既存組織、新規結成組織への周知及び説明を行っていく。 ・引き続き、講習会の開催等を実施していく。	2継続・維持	継続して実施予定。			
122				総合防災訓練の実施	危機管理課	地域防災計画	令和元年度は台風第19号の影響により、令和2年及び3年度については新型コロナウイルス感染症の拡大により中止	・令和4年10月30日に総合防災訓練を実施 ・令和5年度も同時期に実施予定	2継続・維持	関係機関との連携、市民参加を考慮した訓練実施			
123				市立学校避難所運営協議会への支援	危機管理課	地域防災計画	・避難所運営協議会における会議・訓練参加	・避難所運営協議会における会議・訓練参加 ・避難所開設マニュアルに替わるアクションカードの作成、提示	2継続・維持	・避難所運営協議会における会議・訓練参加 ・避難所開設マニュアルに替わるアクションカードについて各校において作成。アクションカードに基づいた訓練実施	44回	令和3年度	
124				同上	教育企画課		震災等の発災時において避難所の開設と運営が円滑に行われるよう、教育委員会事務局職員が協議会に参加し、校長とともに、協議会の会長の会議進行のバックアップを行うほか、校長会などを活用して、それぞれの協議会の活動について情報共有を図っている。	継続した協議会運営の支援及び協議会間で交流を図るための情報提供、協議会の活動に対する広報（市Twitter、避難所運営協議会通信）	2継続・維持	継続して各校の避難所運営協議会に参加し、会議運営の支援や情報提供を行う。			
125	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	(1) 防災対策の充実	①地域防災力の強化	防災・減災に関する講座の実施	公民館	教育計画	市民が、災害に備えて平時から防災・減災について考える機会を提供するために、全館で防災講座や地域防災講座を実施した。	内容の重複や課題の遺漏がないように、全館で、調整・分担しながら、実施していくことが課題である。	2継続・維持	全館で、調整・分担しながら、防災・減災を取り上げた講座を実施する。			
126				②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	福祉避難所の指定	危機管理課	福祉避難所（29箇所）は地域防災計画指定済み	避難所との連携、福祉避難所の開設訓練等	2継続・維持	避難所との連携、福祉避難所の開設訓練等			
127				災害時要援護者の登録	危機管理課	地域防災計画	・避難行動要支援者管理システムの運用 ・避難行動要支援者個別計画作成	・避難行動要支援者管理システムの運用 ・避難支援等関係者への名簿の提供 ・避難行動要支援者個別計画作成	3拡充・増加	・避難行動要支援者管理システムの運用 ・避難支援等関係者への名簿の提供 ・避難行動要支援者個別計画のより一層の作成			
128				①地域防災力の強化	災害時要援護者の登録	高齢者支援課	西東京市地域防災計画	危機管理課と連携して、災害時要援護者の登録受付を高齢者支援課窓口でも行うとともに、毎年度、登録者の名簿を地域包括支援センターに提供して情報共有を図っている。	引き続き最新の災害時要援護者名簿を地域包括支援センターと共有する。	2継続・維持	引き続き最新の災害時要援護者名簿を地域包括支援センターと共有する。		
129				同上	障害福祉課		災害時要援護者登録の案内を必要な方に行った。また、在宅人工呼吸器使用者へ災害時個別支援計画を作成した。相談支援部会にて、個別避難計画の作成について検討した。	災害時個別支援計画、個別避難計画の作成が進むよう、対象市民、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所に普及啓発を行っていく。	2継続・維持	災害時個別支援計画、個別避難計画の作成が進むよう、対象市民、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所に普及啓発を行っていく。	災害時個別支援計画作成件数：● 件 個別避難計画作成件数：● 件	【R3年度】 災害時個別支援計画作成件数：9 件 個別避難計画作成件数：0 件	
130				母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の検討	健康課		災害時情報連絡のための母子保健情報について検討した。	災害発災時の情報提供として、約10,000人が登録している西東京市子育て応援アプリ「いこいこ」を活用した情報発信について検討する。		・情報発信対象者数、子育て応援アプリ「いこいこ」の登録者数増について取り組む。 ・発災後の情報発信内容、時期等について内容並びに運用について検討、決定していく。	情報を発信する対象者：子育て応援アプリ「いこいこ」の登録者数	登録者数：11,627人	
131				総合防災訓練（外国人住民避難訓練）の実施	文化振興課		新型コロナウイルス感染症の影響により、総合防災訓練が中止。	令和4年度は総合防災訓練が実施され、NPO法人多文化共生センターと連携し外国人住民被災相談対応を行った。令和5年度もNPO法人多文化共生センターと連携し、外国人住民被災相談対応を行う。	2継続・維持	引き続き、NPO法人多文化共生センターと連携し、外国人住民の防災意識の向上を図る。			
132				③福祉施設等における安全対策	福祉施設との協定推進	危機管理課	福祉施設との協定を推進した結果、令和元年度3件、令和2年度2件の計5件の協定を締結した。	発災時に福祉施設がどの程度活用できるか不明であるため、令和4年度以降についても、より多くの福祉施設との協定を推進していく必要がある。令和4年度は3件の協定を締結した。	2継続・維持	今後もより多くの福祉施設との協定を推進していく必要があることから、継続して福祉施設との協定を推進していく。			
133				防災講話等の啓発事業の実施	危機管理課	地域防災計画	・自然災害に備えるために ・基本から学ぼう防災 ・被災から学ぶ ・地域防災対策のあらし 他	・自助・共助の重要性 ・浸水ハザードマップの解説 他	2継続・維持	申請者の要望や地域社会等の実情に合わせた講話内容の実施	開催件数（20回をノルマとした） 元年度：24回 2年度：5回 3年度：6回 4年度：11回（12月まで） ※2～4年度についてはコロナの影響により、減	開催件数 元年度：24回 2年度：5回 3年度：6回 4年度：11回（12月まで） ※2～4年度についてはコロナの影響により、減	
134				防犯訓練、応急救命講習会等の実施	障害福祉課		・障害者グループホーム等防火設備整備費補助事業 ・防災・防犯訓練、応急救命講習会等の実施	警察、消防と連携し、防災・防犯訓練、応急救命講習会等を実施する。	2継続・維持	引き続き防犯・防災対策について、補助金等を活用しながら、安全対策の充実を図っていく。	毎年度の助成件数	【R3年度】 障害者グループホーム等防火設備整備助成件数：2件	
135				(2) 防犯対策の充実	①学校や地域による防犯体制の強化	青色パトロールの実施	危機管理課	なし	・平日午後、小学生の下校時間帯の安全のため、1車両2名で市内パトロールを実施する。	2継続・維持	継続して実施予定。		
136					地域安全マップづくり指導	危機管理課	なし	・令和1年度 4校 ・令和2年度 0校 ・令和3年度 1件	・令和4年度 1校 ・各学校の要請に応じて今後も対応する。	2継続・維持	各学校の要請に応じて今後も対応していきます。		
137	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	(2) 防犯対策の充実	①学校や地域による防犯体制の強化	子ども110番ビーボクんの家の活動への協力・支援	児童青少年課		子ども110番ビーボクんの家担当への啓発、活動の促進に努めた。育成会及び子ども110番ビーボクんの家担当の連携強化に努めた。	引き続き、活動の促進及び連携に努める。	2継続・維持	引き続き、活動の促進及び連携に努める。			
138				保護者・地域等による子どもたちの見守り活動の支援	教育企画課		学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、登下校時におけるパトロールなどを実施するために必要な用品等（たすき、ベスト、横断旗など）の購入費を学校に対し担当する「地域ぐるみの安全体制づくり」事業を進めてきた。毎年、新たに3校ずつ指定校を増やし、令和元年度までに全校（18校）が、ひととおり完了した。令和2年度、3年度は指定校3校と希望校調査によって決定した学校で実施した。	令和4年度、5年度は、コミュニティ・スクール設置校を中心に地域と連携した見守り活動を進めていく。	2継続・維持	引き続き、対象校を選定し、各小学校における見守り活動の機運を損なわないように、保護者、地域住民、団体と連携して学校安全体制を推進していく。	実施校数	年間4校	
139	災害や犯罪を防ぐ環境づくり	防災対策の充実	学校や地域による防犯体制の強化	安全教育的充実	教育指導課		・各小学校の「学校安全連絡会」に、専門的な立場から取組の点検や指導・助言を行うために、地域安全巡回指導員（スクールガードリーダー）を派遣した。 ・中学校においてスケアードストレートを実施した。	・全小学校にスクールガードリーダーを派遣した。 ・中学校においてスケアードストレートを実施した。	2継続・維持	・スクールガードリーダーの巡回指導の実施 ・セーフティ教室の充実に資する指導・助言の実施	-	-	

第4期西東京市地域福祉計画		第5章施策の展開				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter	
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振返り R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性 R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理 事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）	
140			②防犯対策の充実	防災行政無線での防犯啓発放送	危機管理課	なし	・特殊詐欺等に対する防犯啓発放送 ※放送実施は、R1年度のみ	・防災行政無線同報系での放送は聞こえの問題、騒音の苦情等を総合的に勘案し、運用については中止している状況であり、防災行政無線の更新に合わせ対応を再検討する。	1縮小・廃止	聞こえの改善や放送内容及び放送実施有無について検討。			
141				警察及び防犯協会等との連携事業	危機管理課	なし	・毎月15日には駅前にて特殊詐欺注意喚起のビラ配りキャンペーンを実施した。 ・令和3年11月には田無警察署と特殊詐欺撲滅宣言を、高齢者宅への注意喚起文書の送付や市PR親善大使を活用した注意喚起動画を作成、Youtubeで配信した。 ・連携してのGW、秋の全国地域安全運動、年末特別警戒などの地域合同パトロールを実施した。	・田無警察署、防犯協会と連携して、主に特殊詐欺被害注意喚起のために駅前キャンペーンなどを実施する。 ・令和4年度には田無警察署との協働事業として、市内の一部地域において65歳以上の世帯に対して、特殊詐欺注意喚起文書の送付を実施した。 ・防犯協会の高齢化により、新規加入者の促進、次世代育成等が課題となっている。	2継続・維持	西東京市内の治安課題に対して、田無警察署と協力して安心安全な街づくりに努める。			
142				安全・安心いーなメールの配信	危機管理課	なし	・毎月1日に防災関連の啓発、15日前後に防犯関連の啓発、注意喚起の内容を配信した。 ・災害情報（気象注意報、警報、地震情報）等の自動転送を実施した。 ・メールけいしちょうの自動転送を実施した。	・令和4年度も実施しており、引き続き実施する。 ・令和4年度では、一部情報について西東京市公式LINEでも配信を開始する。今後も内容を精査した上で、LINEで馴染む内容であれば、配信する。	2継続・維持	継続して実施予定。			
143				防災啓発冊子の配布	危機管理課	なし	・防災講話時における各種パンフレットの配布 等	・防災訓練時や防災フェス等で各種防災冊子の随時配布する。	2継続・維持	各イベント等において、各種防災冊子の配布を継続していく。			
144				危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信	危機管理課	なし	・令和1年度 16件 ・令和2年度 14件 ・令和3年度 21件 その他、いーなメールにて「メールけいしちょう」の不審者情報を転送した。	・学校から教育指導課へその後危機管理課へ情報提供の連絡体制を継続する。 ・引き続き子ども、地域の安全のため、不審者の内容を精査した上で、関係各課に情報提供を行って参ります。	2継続・維持	継続して実施予定。			
145	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	(2) 防犯対策の充実	②防犯対策の充実	危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信	幼児教育・保育課		不審者による被害を防止するため、危機管理課から庁内周知のために不審者情報が発出される都度、市内幼稚園に対してメール及びFAXで速やかに不審者情報の提供を行った。	情報を受けた幼稚園から各園利用保護者へ通知が発出されることで、より広く確実に不審者情報を周知することができた。 令和4年7月の組織改正により私立幼稚園の所管が幼児教育・保育課に変更となった。	2継続・維持	引き続き適切・的確な情報提供を行う。			
146	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	(2) 防犯対策の充実	②防犯対策の充実	危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信	幼児教育・保育課		関係機関等からの情報について、関係施設への情報提供を行った。	関係する区市の情報把握や施設数の増加による情報共有方法について課題がある。 引き続き適切・的確な情報提供を行う。	2継続・維持	引き続き適切・的確な情報提供を行う。			
147	基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	(2) 防犯対策の充実	②防犯対策の充実	危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信	児童青少年課		警察、学校等からの情報提供や地域の方からの不審者情報について、各児童館及び学童クラブへ速やかに情報提供を行い、情報の共有化を行った。	引き続き、連携に努める。	2継続・維持	引き続き、連携に努める。			
148	災害や犯罪を防ぐ環境づくり	防災対策の充実	学校や地域による防犯体制の強化	同上	教育指導課		学校等からの情報提供について、危機管理課と連携した。	学校等からの情報提供について、危機管理課と連携した。	2継続・維持	学校等からの情報提供について、危機管理課と連携する。	-	-	
149			③消費者相談の充実	消費生活相談事業の充実	協働コミュニティ課		消費者被害の未然・拡大防止のため、以下の取組を実施した。 ・消費生活相談の実施 ・消費生活に関する講演会の開催 ・消費生活に関する啓発冊子の発行 ・HPやSNS、はなバス等による事例周知	市民への消費者啓発として、市報やSNSを活用した注意喚起、はなバスでのステッカー掲示や消費生活講座、地域包括支援センター等とも連携して啓発を行った。また、消費生活相談においては、悪質商法に対するアドバイスや契約トラブルの斡旋等を行った。	2継続・維持	引き続き、消費生活相談の実施等により、消費者被害の未然・拡大防止を図る。	相談件数	年1,230件（R3年度）	
150	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	①心のバリアフリーの推進	障害者週間等での啓発活動	障害福祉課		市内障害者団体等による自主生産品の販売会、活動内容のパネル展示の開催、ヘルプカードの紹介、講演会の開催、ホームページを活用した情報発信を行い、事業を通じて差別解消法等の制度についても理解を深めてもらえるよう努めた。	障害の有無に関わらず障害や障害者理解について広く周知できるよう引き続き障害者週間等で普及啓発活動を行う。	2継続・維持	障害の有無に関わらず障害や障害者理解について広く周知できるよう、アスタでのイベントをはじめとした啓発活動を行う。	毎年度の啓発活動の有無	毎年、アスタでイベントを実施している。（令和2年度以降は新型コロナウイルス対策を講じての実施）	
151	誰もが快適に暮らせる環境づくり	人にやさしいまちづくりの推進	①心のバリアフリーの推進	多様な考え方に対する教育の推進	教育指導課		特別支援教育の観点から、ユニバーサルデザインについての研究奨励校を指定するなど、多様な考え方や生き方に対する理解を図る授業などを推進した。	・特別支援教育の充実 ・SDGsなど環境問題への取り組みを行う。	2継続・維持	・特別支援教育の充実 ・SDGsなど環境問題への取り組みを行う。	-	-	
152	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	①心のバリアフリーの推進	まちづくり講座	公民館	教育計画	心身の特性や文化的背景等の属性により社会から排除される人々を生まない地域社会を醸成していくために、「共生」や「インクルーシブ」を課題とした下記の講座を実施した。 【令和元年度から継続して実施している講座】現代的課題を考える講座／インクルーシブな社会を考える講座／多文化共生講座	インクルーシブな社会をめざす講座からは、障がいの有無を問わず一緒に活動する自主グループが発足した。 障がいのある人もない人も一緒に学び交流するインクルーシブな社会をめざす講座、多文化共生講座については、今後も継続的に実施する。このほかにも、マイノリティの人権尊重に取り組む講座の実施が課題であり	2継続・維持	この社会は多様な人々によって構成されていることへの理解を深める講座を実施する。			
153				障害を理解する講座	公民館	同上	同上	同上	同上	同上			
154				地域課題を考える講座	公民館	同上	同上	同上	同上	同上			
155				現代社会を考える講座	公民館	同上	同上	同上	同上	同上			
156				多文化共生講座	公民館	同上	同上	同上	同上	同上			
157	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	②ユニバーサルデザインのまちづくり	誰もが使いやすい公園の整備	みどり公園課		人にやさしいまちづくり条例に基づき、提供される公園を4公園開園した。	引き続き、人にやさしいまちづくり条例に基づき提供される公園がある場合は、東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルに基づき協議を行う。	2継続・維持	人にやさしいまちづくり条例に基づき提供される公園がある場合は、東京都福祉のまちづくり条例の施設整備マニュアルに基づき協議を行う。			
158				道路建設におけるユニバーサルデザインへの配慮	道路課	道路整備計画	道路改良工事において、バリアフリー化を図った。	引き続き、道路整備を実施する際は、バリアフリー化を図る。	2継続・維持	引き続き、道路整備を実施する際は、バリアフリー化を図る。	なし	なし	
159		(2) 移動手段の確保	①快適な道路空間の創出	歩車道分離による道路整備	道路課	道路整備計画	道路の幅員構成を変更し、歩車道を分離させることで、歩行者の安全な歩行空間を確保した。	新設道路を整備する際は、安全な歩行空間を確保するため、歩車道分離による整備を実施する。	2継続・維持	引き続き、道路整備を実施する際は、歩車道分離による整備を図る。	なし	なし	
160	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(2) 移動手段の確保	誰もが安全に歩道を通行できるように、放置自転車等の路上占有や点字ブロック上の障害物にならないよう普及・啓発を進める。	放置自転車対策	交通課		放置自転車対策として、条例に基づき各駅周辺を放置禁止区域と定め（平成9年から平成22年までに市内5駅周辺に放置禁止区域を指定）、自転車等を放置する者に対し指導を行う自転車等整理指導員を業務委託により配置した。また、市報等において放置自転車に関する啓発活動も実施した。	市内5駅に放置自転車整理指導員を配置し、放置自転車に対する注意喚起等を行うとともに、市報、ホームページによる放置禁止に関する啓発活動の実施により、放置自転車の撤去台数が減少した。 新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式の浸透などの影響もあり、令和3年度に比べて撤去台数は、令和元年度と比較して5割程度に減少している。	2継続・維持	自転車等放置禁止区域内等に放置されている放置自転車等の撤去を継続的に、誰もが安心して安全に通行できる環境確保に努める。 また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式の浸透などの影響もあり、自転車利用の変化が見られるため、将来的な需要と供給を見据えた自転車駐車場の適正配置を検討し、放置自転車等の更なる減少に努める。	-----	-----	
161				不法看板の一時撤去	道路課		東京都屋外広告物条例に基づき、違法広告物の一時撤去を年4～5回実施した。	引き続き、年4回以上は違法広告物の一時撤去を実施し、快適な道路空間を確保する。	2継続・維持	引き続き、年4回以上は違法広告物の一時撤去を実施し、快適な道路空間を確保する。	年4回以上の実施	年4回実施（R3年度）	

第4期西東京市地域福祉計画		第5章施策の展開				※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り	成果、課題、R4～5実行予定	事業の方向性	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）
162		(2) 移動手段の確保	②公共交通空白・不便地域の解消	コミュニティバス運行事業	交通課	交通計画	持続的な運行を目指すため、平成30年度に設定した見直し基準に基づいた評価の改善に向けた取組を実施してきた。年末年始特別ダイヤの導入、ダイヤ改正による経費の削減のほか、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、地域住民の新しい生活様式の定着状況を注視しながら、地域に適した交通手段の検討を行った。	引き続き持続可能な運行を目指すため、前年度までの取組の効果検証、新型コロナウイルス感染症の影響による地域住民の移動需要の変化を把握するほか、令和6年度からの新しい計画の策定と合わせて、今後の取組の検討を行う。	2継続・維持	R6～10方針	地域住民の生活基盤として運行を維持する	「見直し基準」に定めた取支率70%を目標とする	42.70%	
163		(2) 移動手段の確保		移動支援のあり方の検討	交通課	交通計画	市南部の公共交通空白・不便地域の一部において、地域住民や事業者からなる勉強会において検討してきた移動需要に対して、タクシーを活用した新しい移動手段の実証実験を実施した。実証実験の結果を踏まえ、また新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の変化を注視し、今後の支援のあり方について庁内で検討を行った。	はなバスの乗降調査、新たな交通計画策定に向けた調査の結果などから、新型コロナウイルス感染症の影響による移動需要の変化を把握し、実態に応じて、令和6年度からの新しい計画の策定にあわせて、移動支援のあり方について整理する。	99上記以外	検討中	未定	未定		
164			③移動制約者の外出支援	高齢者等外出支援サービス事業	高齢者支援課	西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）	心身に障害等があるため一般の交通機関では外出が困難な高齢者等に対し、介護予防、健康づくり、生きがいづくり等を推進する観点から、リフト付きの福祉車両等を用いて外出の支援を実施した。	令和3年度は、事前登録した61人に対し、延べ329回、外出支援を実施した。	2継続・維持		実績等を鑑みながら、事業を継続していく。	利用延べ回数	329回（令和3年度）	
165		(2) 移動手段の確保	③移動制約者の外出支援	ハンディキャブ・けやき号の運行	障害福祉課		ハンディキャブ運行事業（けやき号の運行） 身体障害により外出が困難である者の日常生活の利便及び生活圏の拡大のために行うハンディキャブ運行事業を行った。	引き続き、ハンディキャブ運行事業を行い、利用者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図る。	2継続・維持		今後もハンディキャブ運行事業を行い、利用者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図る。	毎年度の運行時間 毎年度の利用実人数	R3年度実績 運行時間：5803時間 利用実人数：197人	
166		(2) 移動手段の確保	③移動制約者の外出支援	障害者移送サービス事業等の充実	障害福祉課	・地域生活支援事業（移動支援事業、自動車運転教習費補助事業、自動車改造費助成事業）	移動支援について、利用者が利用しやすくなるよう時間数の取扱いや報酬区分、対象者の見直し等を行った。 運転免許取得費用や自動車の一部改造費用等の助成制度を実施し、外出を支援する。	移動支援については、引き続き利用者が利用しやすいよう制度の整備について検討をしていく。	2継続・維持		【移動支援】 引き続き利用者が利用しやすいよう制度の整備について検討をしていく。 【自動車運転教習費】 ・心身障害者の日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、自動車運転免許を取得する際に要する費用等の一部について補助金を交付する。 【自動車改造費】 ・重度身体障害者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費について助成金を交付する。	【移動支援】 年間利用実人数 【自動車運転教習費】 毎年度の助成件数 【自動車改造費】 毎年度の助成件数	R3年度実績 移動支援：274人 自動車運転教習費 …助成件数 0件（R3年度） 自動車改造費 …助成件数 4件（R3年度）	
167		(3) 就労に困難を抱える人の就労支援	①高齢者の就労支援	シルバー人材センターへの支援	地域共生課		・感染症対策をアスタセンターコートにおける入会相談等の活動紹介フェアの開催。 ・就業開拓の推進 ・会員の資質向上のための研修 ・安全就業の推進啓発	令和3年度実績 ・会員数 1,101人 ・就業率 89.0%	2継続・維持			・会員数：●人 ・就業率：●%	令和3年度実績 ・会員数 1,101人 ・就業率 89.0%	
168			②障害者の就労支援	障害者就労支援事業の実施	障害福祉課	第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）、第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）	障害者就労支援センターにおいて、身体・知的・精神障害者を対象に就労したい人への支援を行った。 一般就労実績 333人 R3年度より庁内における障害のある方の職場実習を実施。	今後とも、一般就労実績数を伸ばすため、支援の充実を図る。	2継続・維持		今後とも、一般就労実績数を伸ばすため、支援の充実を図る。	一般就労実績：●人 職場実習の実施回数及び人数等	【令和3年度】 一般就労実績：333人 職場実習の実施回数及び人数等 2回、各1名	
169	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(3) 就労に困難を抱える人の就労支援	③ひとり親家庭の就労支援	ひとり親に対する就業相談の実施	子育て支援課	子育て・子育てワイワイプラン	ひとり親の自立のため、就業支援専門員が相談を受け、ハローワークなどと連携しながら就労、資格取得などの支援をする。	安定して就労に結びつきにくい人が再支援に訪れたりして相談の継続がある。就業支援に関連して、子育て、医療、経済的なことなど幅広い相談を受けるため、常に広い視野を持って支援に当たる必要があるため情報のアップデートが必要である。	2継続・維持		ひとり親の就業支援の充実を図るため、引き続き周知に努める。	相談件数、プログラム策定件数	相談221件、プログラム策定25件（R3年度）	
170	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(3) 就労に困難を抱える人の就労支援	③ひとり親家庭の就労支援	自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課	子育て・子育てワイワイプラン	ひとり親の方の主体的な能力開発の取り組みとして、就労のため教育訓練講座を受講することが必要であると認められる方に教育訓練給付金（受講費用の一部）を支給する。	制度の内容が充実し、有効に利用できている人が増えている。制度を利用しながら、別の問題を抱えているケースにもきめ細かく対応していきたい。	2継続・維持		制度について必要としている人に届くよう、市報、窓口でのチラシ配布、手当受給者への広報など周知に努める。	相談、申請、支給件数	相談35件、申請4件、支給4件（R3年度）	
171	基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり	(3) 就労に困難を抱える人の就労支援	③ひとり親家庭の就労支援	高等職業訓練促進給付金の支給	子育て支援課		ひとり親の方が就職に有利で生活の安定に役立つ資格と取得する期間の生活費を支給する。	制度を利用して資格取得した人は資格を生かして就労できるケースが多い。対象講座の要件が一時的に広がっているため、適切に利用されるよう周知に努める。	2継続・維持		制度について必要としている人に届くよう、市報、窓口でのチラシ配布、手当受給者への広報など周知に努める。	相談、申請、支給件数	相談21件、申請7件、支給18件（R3年度）	
172			④関係機関との連携	生活サポート相談窓口と関係機関との連携	地域共生課		令和2年に生活困窮者自立支援事業庁内検討委員会の開催。個別支援に関する関係機関と会議を行う。	令和4年に生活困窮者自立支援事業庁内検討委員会の開催。個別支援に関する関係機関と会議を行う。関係機関の会議体に参加し、職員間の連携を強化できるとよい。	3拡充・増加		生活困窮者自立支援制度を周知するため、生活困窮者庁内検討委員会の次回開催を検討する。 関係機関の会議体への参加で、相談員と関係機関の職員が顔の見える関係作りを行う。 生活困窮者の早期発見や生活困窮者支援の促進のため、支援会議の設立検討。			
173				ハローワーク及び東京しごとセンターと連携した就労情報の提供	産業振興課	産業振興マスタープラン	・田無庁舎2階のハローワークが就職情報コーナーで就職相談・職業紹介・求人申込取次等を行うことへの協力をした。 ・ハローワークや東京しごとセンター多摩が実施する各種就労セミナーや面接会などイベント開催の会場の確保、情報提供を実施した。	・ハローワークや東京仕事センター多摩が就労セミナー、相談会や面接会など多数実施しているが、就労に繋がる件数は伸び悩んでいる。 ※就職情報コーナー利用実績（60歳以上） R1：3,102人、R2：2,797人、R3：3,319人 ・引き続きハローワークや東京しごとセンター多摩、庁内関係部署との連携を図り、情報周知の強化に努める。	99上記以外		R6からR10年度の計画については、現在、第2次産業振興マスタープランをR4・5年度で策定中。施策・事業内容は今後の検討となるため具体的な内容は記載できない。			

第4期西東京市地域福祉計画 「第5章施策の展開」						※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
通番	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	振り返り	R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	進捗管理	事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）
追加欄						※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		※セル内の改行は、Alt+Enter		
追加通	基本目標	施策	主な取組	事業	担当部署	関連計画名	R1～R3実行内容	成果、課題、R4～5実行予定	R6～10方針	R6～10方針に基づく実行内容	事業の進捗状況を測る指標	現状値（基準年）		
301	基本目標3 社会的孤立を 防ぎ必要な支援へつなぐし くみづくり	(1) 支援に結びつけるし くみづくり	①地域で孤立している人や 支援に結びついていない人 の把握や、見守りへの支援	一時保育事業等の実施	幼児教育・保育課	西東京市子育て・子育てワ イワイプラン	市内9か所の保育園で、満1歳以上の児童を対象とし た一時保育事業を実施した。	満1歳未満の児童を対象とした一時保育事業につい て、保護者のレスパイト支援へのニーズが高まってい るため、令和5年度からは生後3か月以上の児童まで 対象を拡大して実施する。	3拡充・増加	生後3か月以上の児童の一時保育の実施だけでなく、 定員に空きのある保育所において、要支援家庭の児童 を継続して週1～2日定期的に預かる介入型一時保育 の実施を検討する。				
302	基本目標4 サービス内容 の充実・向上のためのしく	(3) サービスの質の向上	①福祉人材の確保・育成	研修の実施	幼児教育・保育課		外部講師を招き、市内の保育施設に従事する職員を対 象に研修を実施した。	市内の保育施設だけでなく、広く市内の幼児教育・保 育施設に従事する職員を対象に研修を実施していく。	2継続・維持	引き続き研修を実施し、保育の質の向上を図ってい く。				